

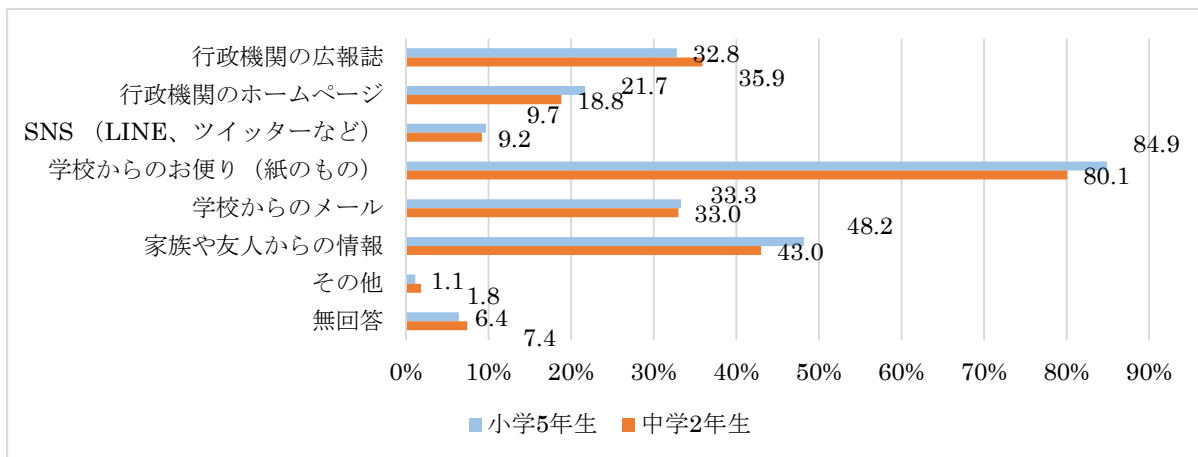
# 第10章 制度・サービスの利用

## 1. 情報の入手

### (1) 現在の情報入手方法

保護者の子どもに関する施策についての情報の入手方法を見るために保護者票にて「あなたは、子どもに関する施策等の情報をどういう方法で受け取っていますか」との問いにて、「現在の受け取り方法」および「今後、受け取りたい方法」を複数回答にて聞いた。まず、「現在の受け取り方法」については、両学年とも「学校からのお便り」と答えた保護者が約8割と最も多く、続いて「家族や友人からの情報」が約4割~5割、「行政機関の広報誌」「学校からのメール」が約3割、「行政機関のホームページ」が約2割、「SNS（LINE、ツイッターなど）」が約1割であった。

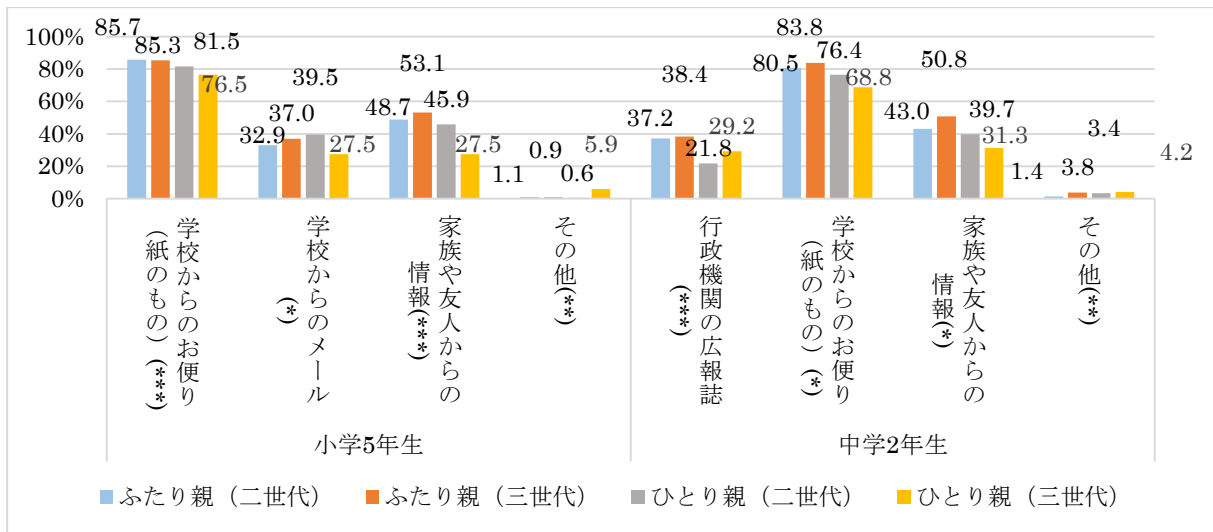
図表 10-1-1 現在の情報入手方法(小学5年生、中学2年生)(複数回答)



これを世帯タイプ別に見ると、小学5年生では「学校からのお便り」「学校からのメール」「家族や友人からの情報」「その他」において有意な差が確認された。特に、ひとり親（三世代）世帯において、「学校からのお便り」「学校からのメール」「家族や友人からの情報」の割合が有意に低く、「その他」の割合が有意に高かった。この傾向は、中学2年生においても確認できる。この理由を明らかにするには、より詳細な分析が求められるが、ひとり親（三世代）世帯は、概ねどの情報入手方法も活用している割合が低い傾向がある。

また、中学2年生では「学校からのお便り」「家族や友人からの情報」「その他」に加え、「行政機関の広報誌」においても有意な差が確認された。ふたり親世帯では4割弱の保護者が「行政機関の広報誌」を利用しているのに対し、その割合は、ひとり親（二世代）世帯では21.8%、ひとり親（三世代）世帯では29.2%にとどまっている。区の広報誌がひとり親世帯には若干届きづらくなっている可能性がある。

図表 10-1-2 現在の情報入手方法(小学 5 年生、中学 2 年生):世帯タイプ別

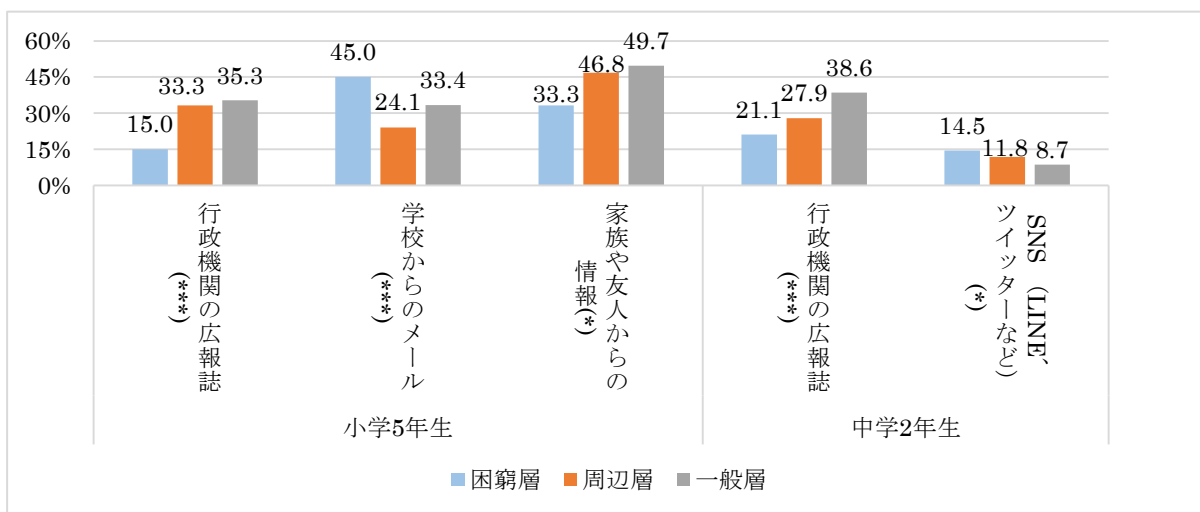


\*有意な結果のみ作表。

生活困難度別に見ると、小学 5 年生では「行政機関の広報誌」「学校からのメール」「家族や友人からの情報」において有意な差が確認された。特に「行政機関の広報誌」については、困窮層は 15.0%と一般層、周辺層と比べて 20 ポイント近く低い。「家族や友人からの情報」についても 5 割弱の一般層、周辺層に対し、困窮層は 33.3%にとどまる。「学校からのメール」は、むしろ困窮層は 45.0%と利用している割合が最も高く、次いで一般層 33.4%、周辺層 24.1%であった。

中学 2 年生では、「行政機関の広報誌」「SNS」において有意な差が確認された。「行政機関の広報誌」は一般層が最も高く 38.6%、次に、周辺層 27.9%、困窮層 21.1%と続いており、小学 5 年生以上に一般層と周辺層の間に差があった。逆に「SNS」をあげた保護者の割合は、困窮層が最も高く 14.5%、次に、周辺層 11.8%、最後に一般層 8.7%であり、生活が困窮するほど SNS を利用する傾向にあった。

図表 10-1-3 現在の情報入手方法(小学 5 年生、中学 2 年生):生活困難度別

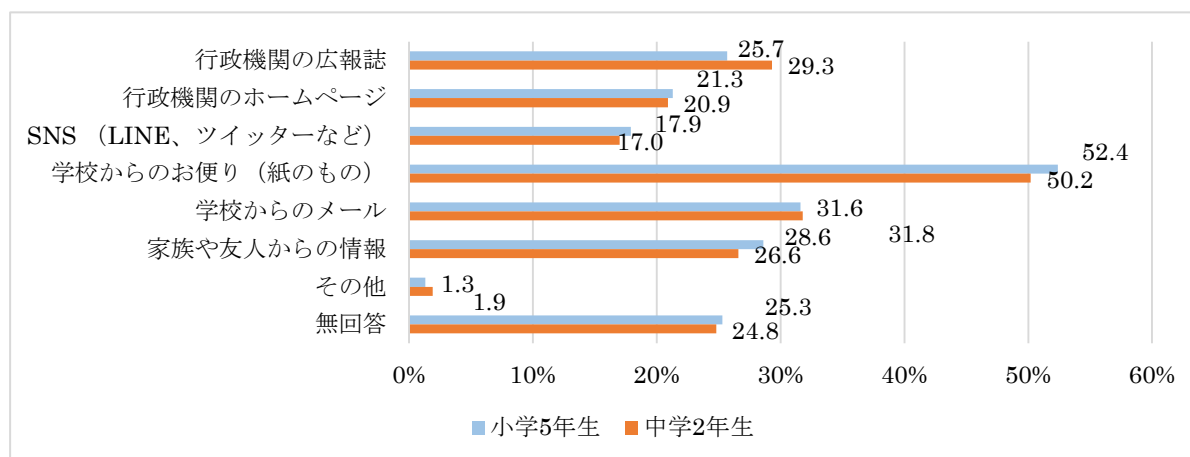


\*有意な結果のみ作表。

## (2) 今後の情報入手方法の希望

次に、「今後、受け取りたい方法」を見たところ、両学年とも「学校からのお便り」（小学5年生 52.4%、中学2年生 50.2%）、「学校からのメール」（小学5年生 31.6%、中学2年生 31.8%）といった学校からの連絡を希望する保護者が多かった。ほかに、「行政機関の広報誌」（小学5年生 25.7%、中学2年生 29.3%）、「行政機関のホームページ」（小学5年生 21.3%、中学2年生 20.9%）など行政機関の情報発信を希望する保護者も2割~3割程度いた。また、「家族や友人からの情報」を希望する保護者は3割弱（小学5年生 28.6%、中学2年生 26.6%）であった。「SNS」を希望する保護者の割合は、「その他」を除くと最も低かったが（小学5年生 17.9%、中学2年生 17.0%）、「現在の情報入手方法」として利用している保護者の割合が1割弱（図表 10-1-1）であることを踏まえると、子ども関連施策の周知方法として活用していく余地があると考えられる。

図表 10-1-4 今後の情報入手方法の希望(小学5年生、中学2年生)(複数回答)

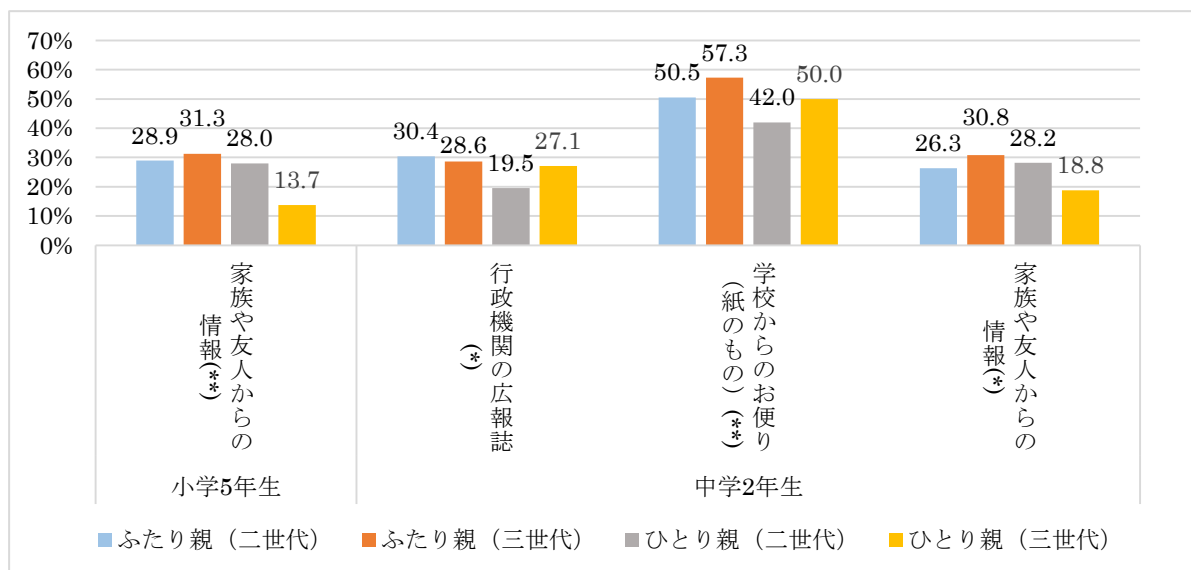


今後の情報入手の希望について、世帯タイプ別に見ると、小学5年生においては「家族や友人からの情報」、中学2年生においては「家族や友人からの情報」に加え、「行政機関の広報誌」「学校からのお便り」において有意な差が確認された。

「家族や友人からの情報」については、両学年ともひとり親（三世代）世帯の割合が最も低い。ひとり親（三世代）世帯タイプは、「現在の情報入手の方法」（図表 10-1-2）についても「家族や友人」から子どもの施策に関する情報を得ている保護者の割合が最も低かった。中学2年生の「行政機関の広報誌」と「学校からのお便り」では、ひとり親（二世代）世帯における割合が最も低かった。

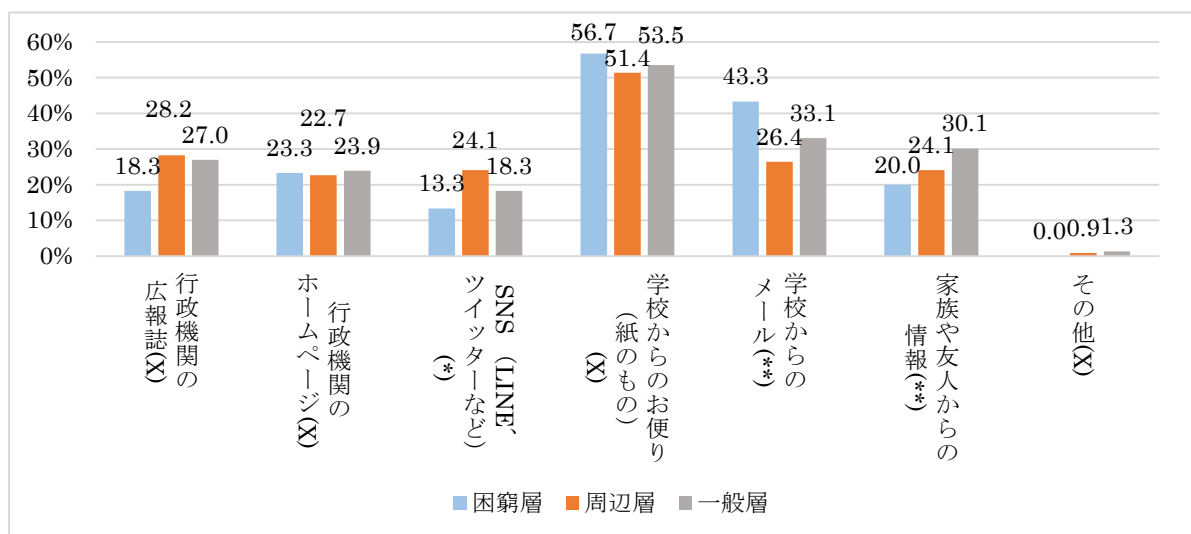
生活困難度別に見ると、小学5年生の「SNS」「学校からのメール」「家族や友人からの情報」のみ有意な差が確認された。「SNS」を希望する保護者の割合は、周辺層 24.1%、一般層 18.3%、困窮層 13.3%の順に高い。また、「学校からのメール」は、困窮層 43.3%、一般層 33.1%、周辺層 26.4%の順に割合が高い。さらに、「家族や友人からの情報」は、一般層 30.1%、周辺層 24.1%、困窮層 20.0%の順に割合が高い。なお、中学2年生においては生活困難度による差は確認されなかった。

図表 10-1-5 今後の情報入手方法の希望(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別



\*有意な結果のみ作表。

図表 10-1-6 今後の情報入手方法の希望(小学5年生):生活困難度別



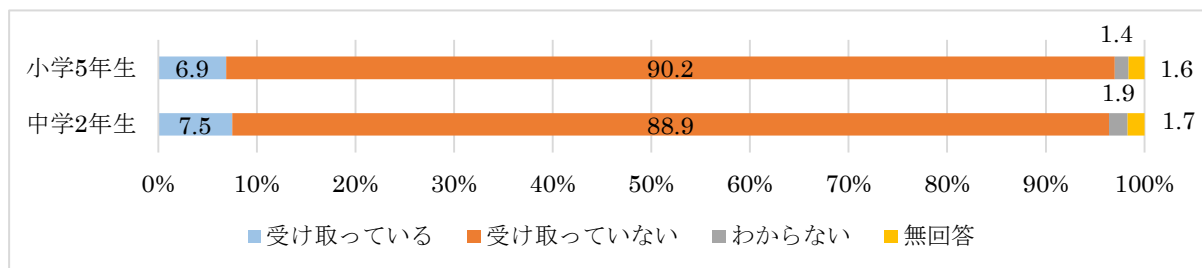
## 2. 就学援助

### (1) 就学援助費の受給状況

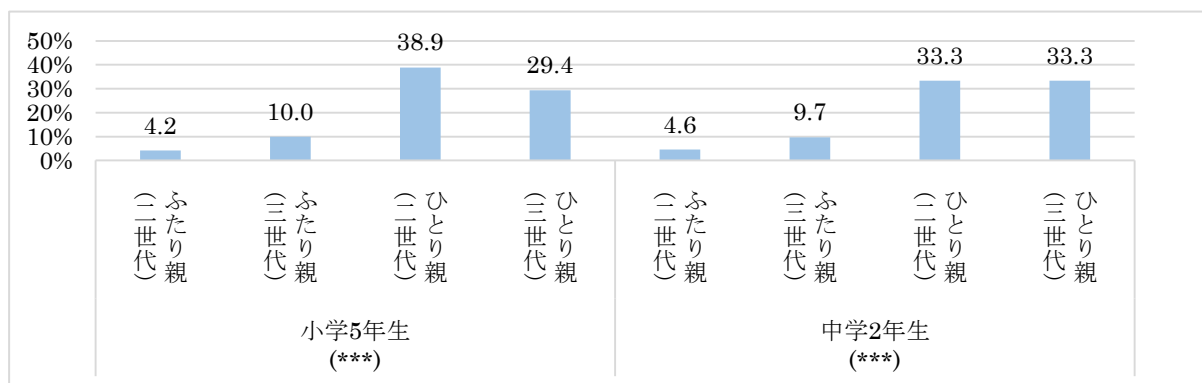
保護者票にて、「あなたのご家庭では、このお子さんのために就学援助費を受け取っていますか」の問いにて、保護者が認識する就学援助の受給状況を見た。すると、小学5年生の6.9%、中学2年生の7.5%が「受け取っている」と回答している。この割合を世帯タイプ別に見ると、ふたり親(二世帯)世帯が約4%(小学5年生4.2%、中学2年生4.6%)、ふたり親(三世帯)世帯が約10%(小学5年生10.0%、中学2年生9.7%)であるのに対し、ひとり親(二世帯)世帯は3割~4割(小学5年生38.9%、中学2年生33.3%)、ひとり親(三世帯)世帯は約3割(小学5年生29.4%、中学2年生33.3%)であり、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも有意に高い。

また、生活困難度別に見ると、困窮層が4割~5割強(小学5年生43.3%、中学2年生55.3%)であるのに対し、周辺層は約2割(小学5年生21.3%、中学2年生20.6%)、一般層は約4%(両学年とも3.9%)であり、生活が困窮するほど「受け取っている」と答える割合が有意に高くなっている。

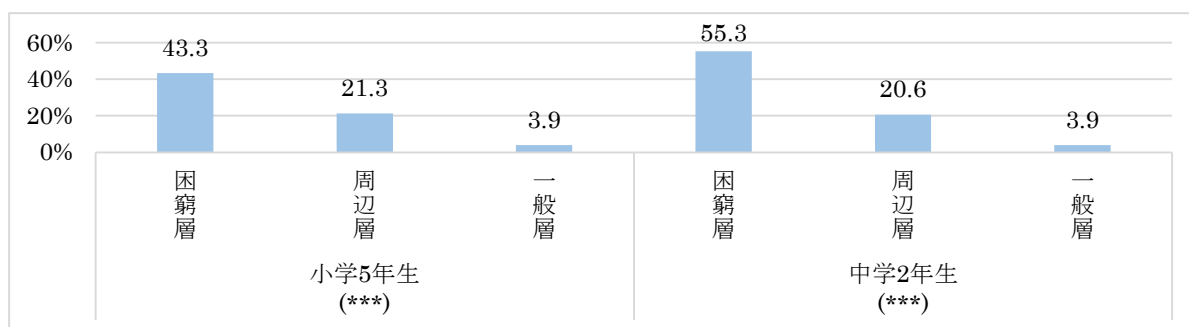
図表 10-2-1 就学援助の受給状況(小学5年生、中学2年生)



図表 10-2-2 就学援助を受給している世帯の割合(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別



図表 10-2-3 就学援助を受給している世帯の割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別



## (2) 実費との差額が大きいもの

次に、上記の問いにて「受け取っている」と答えた保護者に対し、「就学援助で支給されている額と実際にかかった額とで、その差が大きいものは何の経費ですか」という問いを自由記述で書いてもらった。なお、1人の回答者が複数の項目を回答している場合も多い。また、本来は就学援助費では賄われない項目を回答しているケースもあるが、ここでは保護者の回答をそのまま集計している。

実費と就学援助費の差があった項目として小学5年生において最も回答が多かったのが、「学用品費」である(78ケース)。特に小学5年生においては、体育着など身体の成長とともに買いなおす必要がある物や、音楽(リコーダー)、美術(彫刻刀、絵の具)、書道(習字セット)などの実技系科目に必要な教材の高価さを訴える回答があった。2番目に多いのが「給食費」(27ケース)である。ただし、給食費は、就学援助を受給している場合、教育委員会学校健康推進課に直接実費額が支払われるため、保護者の支払いは必要ないはずである。次に多いのが移動教室費(13ケース)である。移動教室については、就学援助費で充当される金額とは別に、衣服、水筒、荷物を入れるカバンなどに負担を感じる保護者がいた。これは校外学習費(1ケース)も同様である。ほかに、少数ながら卒業アルバム代、新入学用品費、通学費をあげる保護者もいた。また、通学費としてカウントした1ケースについては、具体的には「登校のための交通費。移動支援付きそいの交通費」と記述されており、子どもの通学費とともに、保護者が付き添う場合の交通費も負担となっていると考えられる。

就学援助の対象となっていないものでは、「学費」(5ケース)、学校外教育費(4ケース)、「家庭学習に使う費用」(2ケース)、「学資保険」(1ケース)、「家賃」(1ケース)であった。また、「わからない」は18ケース、「特にない」は16ケースであった。

図表 10-2-4 就学援助費と実費との差額が大きいもの(小学5年生)

項目名	n
学用品費 (体育着・楽器・書道・裁縫セットなど)	78
給食費	27
移動教室費	13
卒業アルバム代・写真代	3
新入学用品費	2
校外授業費	1
通学費	1
学費	5
学校外教育費 (習い事・塾など)	4
家庭学習に使う費用 (机など)	2
学資保険	1
家賃	1
わからない	18
特にない	16

中学2年生においても、最も回答数が多かったのは学用品費である(54ケース)。具体的には単価は安くとも頻繁に購入する必要がある文房具や単価の高い副教材などが、実費との差額があるものとしてあげられていた。続いて新入学用品をあげる保護者の数が20ケースあったが、このうち19ケースで制服(標準服)を実費との差額があったものとしてあげられていた。ほかに修学旅行費用(14ケース)、移動教室費(6ケース)、校外授業費(2ケース)などでは、小学校同様、就学援助費でカバーされない衣服やカバンなどに負担を感じている保護者が目立った。また、通学費については通学費そのものではなく校外学習と遠足の交通費があげられていた。

就学援助の対象となっていない項目のなかでは、部活動の費用(16ケース)、学費(8ケース)、学校外教育費(5ケース)があげられていた。特に部活動費は、活動に必要な道具類や大会等に参加するための交通費の負担の高さを訴える回答があった。さらに、「わからない」は15ケース、「特にない」は21ケースであった。

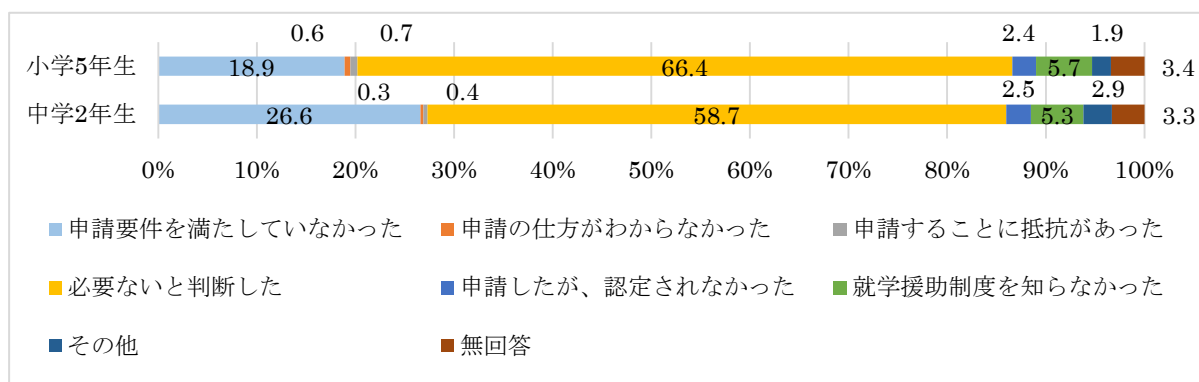
図表 10-2-5 就学援助費と実費との差額が大きいもの(中学 2 年生)

項目名	n
学用品費 (教材、文具、柔道着など)	54
新入学用品費 (制服 (標準服)、体育着、体育館履き、上履き、通学バックなど)	20
給食費	15
修学旅行費用 (積立金、バッグなど準備する物)	14
移動教室費	6
卒業アルバム費	3
校外授業費	2
通学費	1
部活動費 (合宿や遠征時の交通費、道具、ユニフォーム、T シャツ、シューズ、バッグなど)	16
学費	8
学校外教育費 (習い事・塾など)	5
わからない	15
特にない	21

### (3) 就学援助を受給していない理由

次に、就学援助を「受け取っていない」と回答した保護者に、「受け取っていない理由は、何ですか」との問いにて受給していない理由を聞いた。すると、「受け取っていない」と回答した保護者のうち、小学 5 年生の保護者の 66.4%、中学 2 年生の保護者の 58.7%が「申請しなかった (必要ないと判断した)」と回答している。また、「申請しなかった (必要であるが、申請要件を満たしていなかった)」と回答した保護者の割合は、小学 5 年生では 18.9%、中学 2 年生では 26.6%だった。さらに、「就学援助制度を知らなかった」と回答した保護者の割合は、小学 5 年生では 5.7%、中学 2 年生では 5.3%であった。「申請の仕方がわからなかった」「申請することに抵抗があった」は、両学年ともに僅かであった。しかし、若干ではあるが、「申請したが、認定されなかった」と答えている保護者もいる (小学 5 年生 2.4%、中学 2 年生 2.5%)。

図表 10-2-6 就学援助を受給していない理由(小学 5 年生、中学 2 年生)

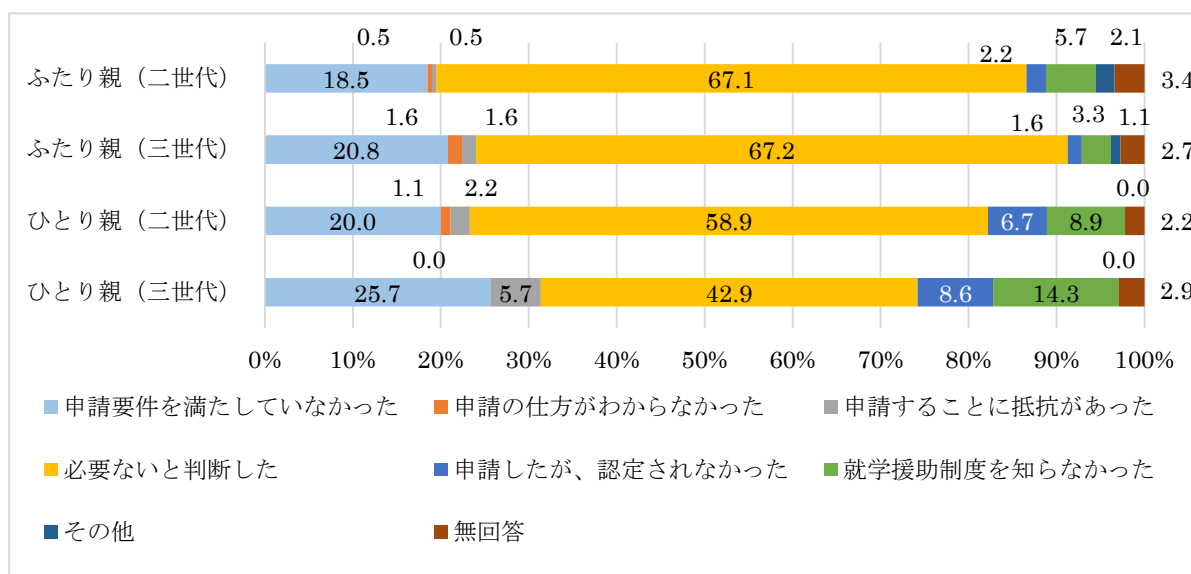


\*就学援助を受給していない世帯の保護者のみが回答。



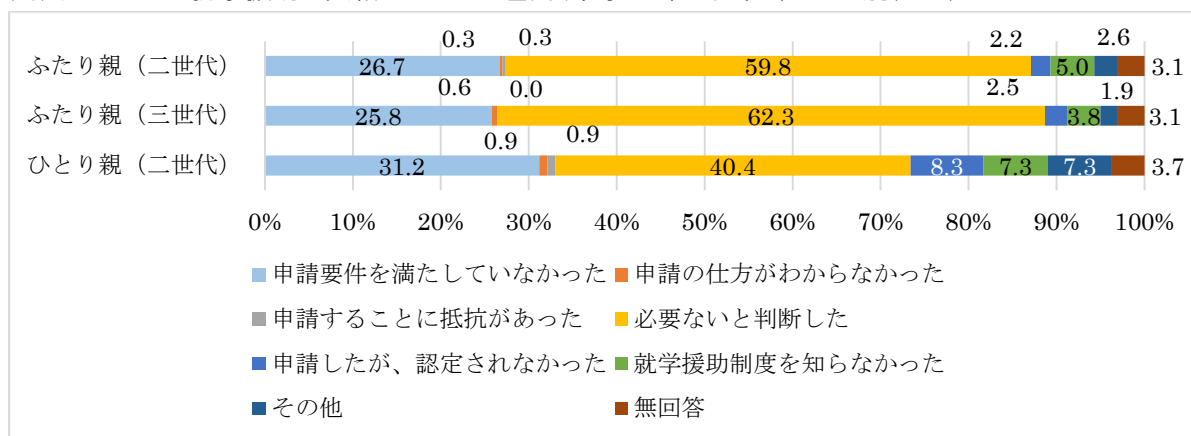
就学援助を受給していない理由を世帯タイプ別に見ると、両学年とも有意な差が確認された。まず、両学年とも、ひとり親世帯における「申請しなかった（必要ないと判断した）」の割合が、ふたり親世帯よりも低い傾向にある。反対に、就学援助の必要性を感じていながら受給にいたっていない（「申請要件を満たしていなかった」「申請したが、認定されなかった」）保護者の割合は、ひとり親世帯の方が高い。また、「就学援助制度を知らなかった」の割合が、小学5年生では、ふたり親（二世帯）世帯 5.7%、ふたり親（三世帯）世帯 3.3%、ひとり親（二世帯）世帯 8.9%、ひとり親（三世帯）世帯 14.3%となっており、ひとり親（三世帯）世帯において比較的に高くなっている。この傾向は、中学2年生においても見られ、ふたり親（二世帯）世帯 5.0%、ふたり親（三世帯）世帯 3.8%に対し、ひとり親（二世帯）世帯では 7.3%になっている。なお、ひとり親（三世帯）世帯はn値が30未満だったため、集計していない。

図表 10-2-7 就学援助を受給していない理由(小学5年生):世帯タイプ別(\*\*\*)



\*就学援助を受給していない世帯の保護者のみが回答。

図表 10-2-8 就学援助を受給していない理由(中学2年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

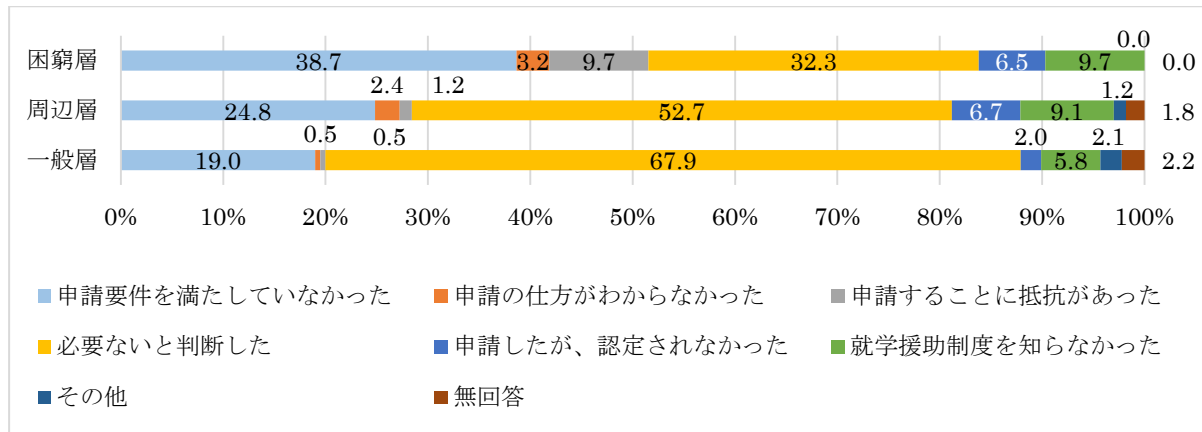


\*就学援助を受給していない世帯の保護者のみが回答。

就学援助を受給していない理由を生活困難度別に見ると、両学年とも有意な差が確認された。

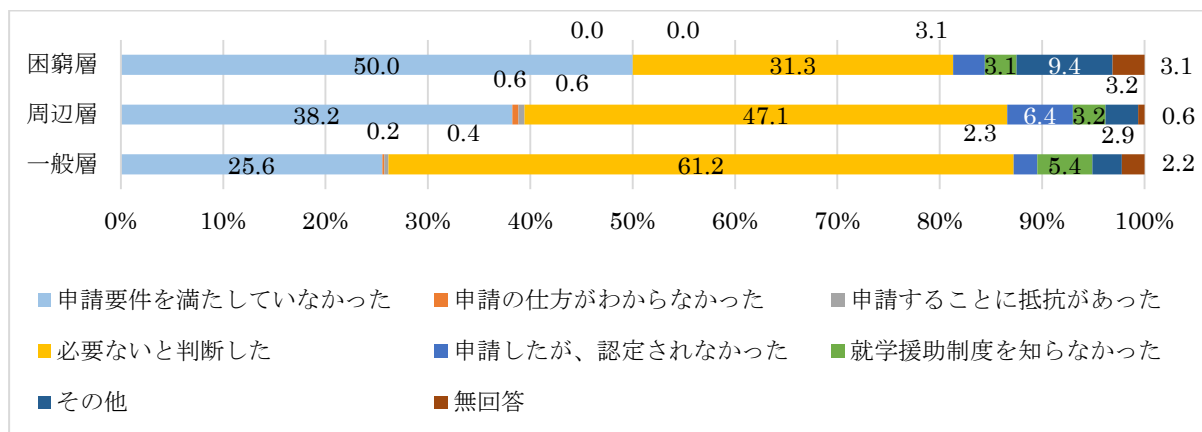
まず、生活が困窮しているほど「必要ないと判断した」の割合が低い傾向がある。逆に、「申請要件を満たしていなかった」の割合は、小学5年生では一般層 19.0%、周辺層 24.8%、困窮層 38.7%、中学2年生では一般層 25.6%、周辺層 38.2%、困窮層 50.0%となっている。困窮層においては、約4割~5割の保護者が、「申請要件を満たしていなかった」と答えている。

図表 10-2-9 就学援助を受給していない理由(小学5年生):生活困難度別(\*\*\*)



\*就学援助を受給していない世帯の保護者のみが回答。

図表 10-2-10 就学援助を受給していない理由(中学2年生):生活困難度別(\*\*\*)



\*就学援助を受給していない世帯の保護者のみが回答。

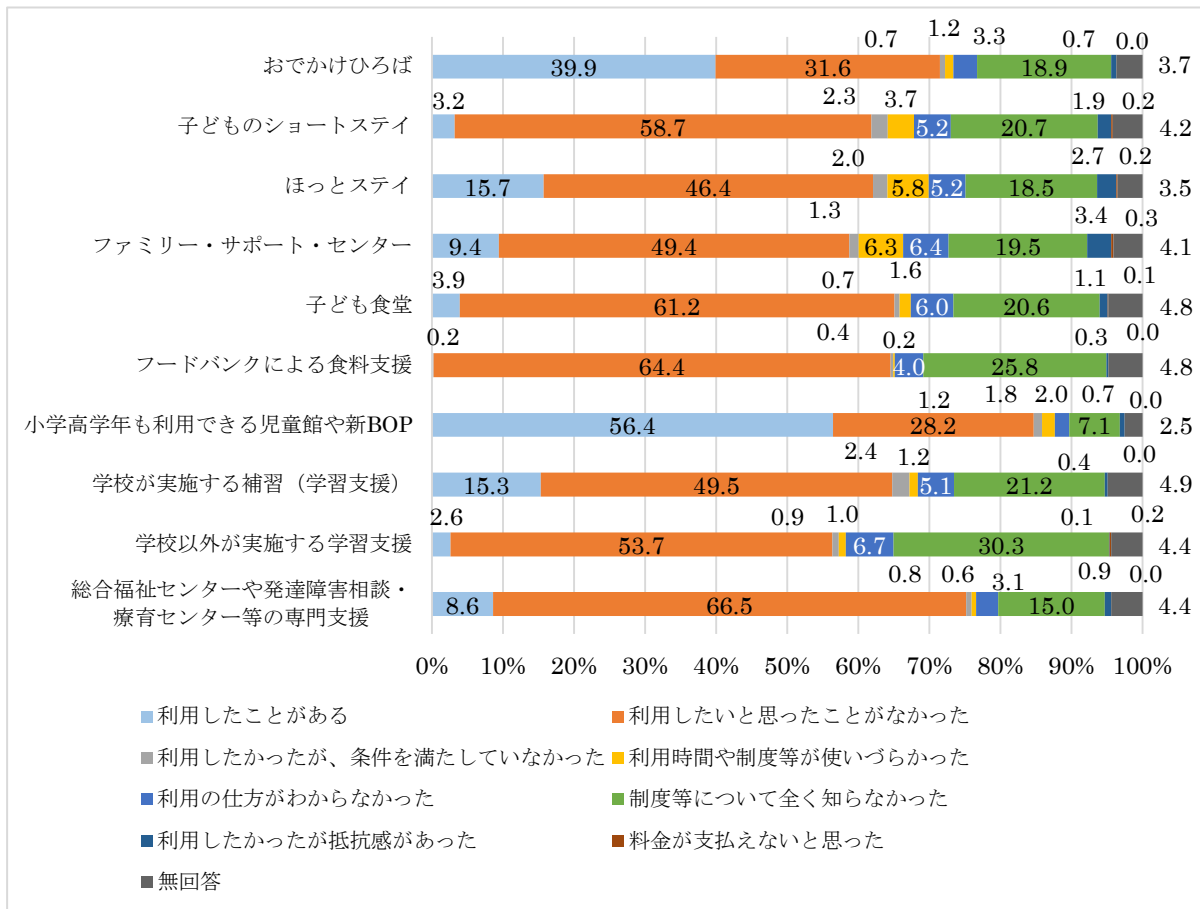
### 3. 様々な支援サービス

#### (1) 支援サービスの利用状況

次に、保護者に「封筒の宛名のお子さんについて、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか」と尋ねた。「利用したことがない」場合は、利用しなかった理由別の選択肢を設けている。すると、小学5年生の保護者が最も利用したと回答したのは「小学校高学年も利用できる児童館や新BOP」であり56.4%、次が、「おでかけひろば」39.9%であった。3番目以降は比較的に利用率が低く、「ほっとステイ」15.7%、「学校が実施する補習（学習支援）」15.3%、「ファミリー・サポート・センター」9.4%、「総合福祉センターや発達障害相談・療育センター等の発達に関する専門支援」8.6%、「子ども食堂」3.9%、「子どものショートステイ」3.2%、「学校以外が実施する学習支援」2.6%、「フードバンクによる食料支援」0.2%であった。

また、「制度等について全く知らなかった」ために利用しなかったと回答した保護者の割合は、「学校以外が実施する学習支援」が最も高く30.3%、次に「フードバンクによる食料支援」25.8%、「学校が実施する補習（学習支援）」21.2%、「子どものショートステイ」20.7%、「子ども食堂」20.6%、「ファミリー・サポート・センター」19.5%、「おでかけひろば」18.9%、「ほっとステイ」18.5%、「総合福祉センターや発達障害相談・療育センター等の発達に関する専門支援」15.0%、「小学校高学年も利用できる児童館や新BOP」7.1%となっている。

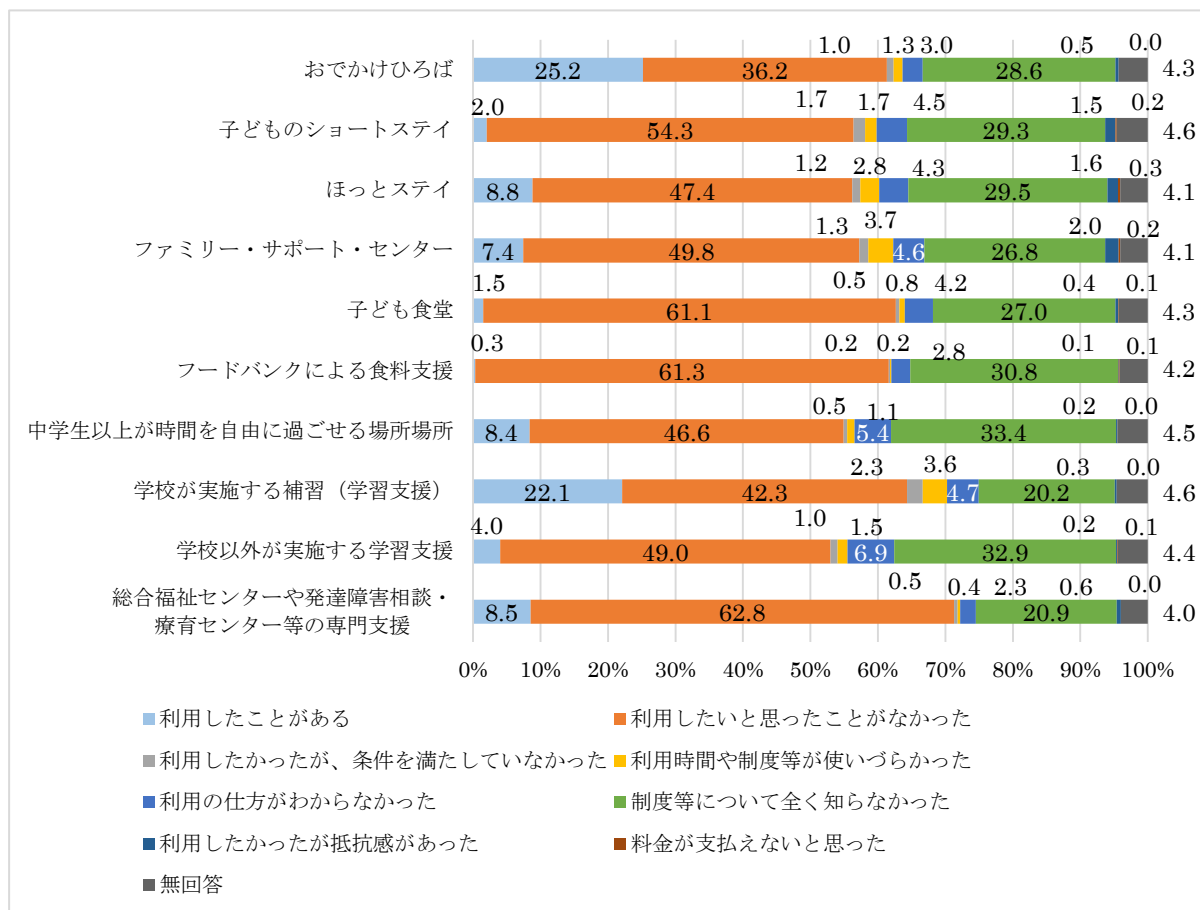
図表 10-3-1 支援サービスの利用状況(小学5年生)



中学2年生の保護者については、最も利用したことが多かったのは、「おでかけひろば」25.2%、次に「学校が実施する補習（学習支援）」22.1%であった。それら以外は1割を下回っており、「ほっとステイ」8.8%、「総合福祉センターや発達障害相談・療育センター等の発達に関する専門支援」は8.5%、「中学生以上が自由に時間を過ごせる場所」8.4%、「ファミリー・サポート・センター」7.4%、「学校以外が実施する学習支援」4.0%、「子どものショートステイ」2.0%、「子ども食堂」1.5%、「フードバンクによる食料支援」0.3%であった。

また、「制度等について全く知らなかった」ために利用しなかったと回答した保護者の割合は、「中学生以上が自由に時間を過ごせる場所」33.4%、「学校以外の学習支援」32.9%、「フードバンクによる食料支援」30.8%、「ほっとステイ」29.5%、「子どものショートステイ」29.3%、「おでかけひろば」28.6%、「子ども食堂」27.0%、「ファミリー・サポート・センター」26.8%、「総合福祉センターや発達障害相談・療育センター等の発達に関する専門支援」20.9%、「学校が実施する補習（学習支援）」20.2%の順に高い。

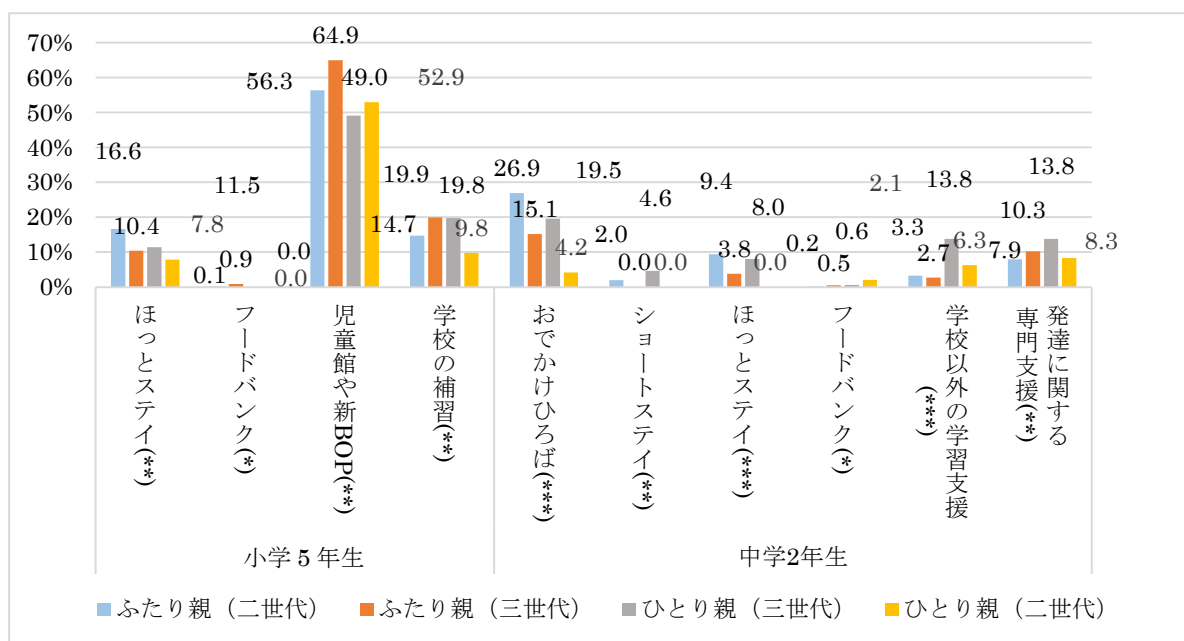
図表 10-3-2 支援サービスの利用状況(中学2年生)



支援サービスを「利用したことがある」割合を世帯タイプ別に見ると、小学5年生では「ほっとステイ」「フードバンク」「児童館や新BOP」「学校の補習」において、中学2年生では「おでかけひろば」「ショートステイ」「ほっとステイ」「フードバンク」「学校以外の学習支援」「発達に関する専門支援」において有意な差が確認された。ただし、支援サービスごとに傾向は異なり、

世帯タイプによる一貫した違いは確認されなかった。

図表 10-3-3 支援サービスを「利用したことがある」割合(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別

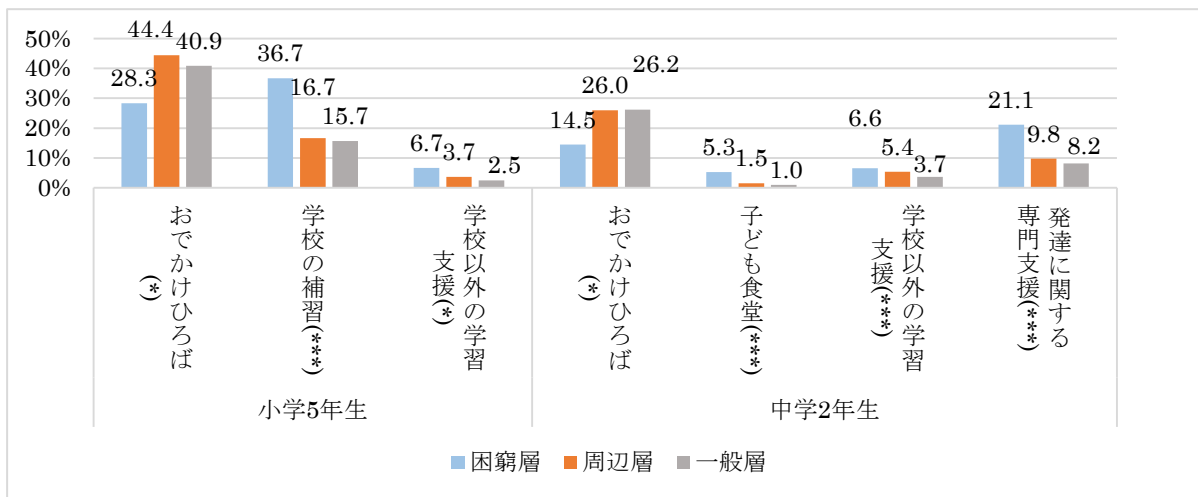


\*有意な結果のみ作表。

\*以下、「フードバンクによる食料支援」は「フードバンク」「小学校高学年も利用できる児童館や新BOP」は「児童館や新BOP」「学校が実施する補習(学習支援)」を「学校の補習」「子どものショートステイ」は「ショートステイ」「学校以外が実施する学習支援」は「学校以外の学習支援」「総合福祉センターや発達障害相談・療育センター等の発達に関する専門支援」は「発達に関する専門支援」と表記。

支援サービスを「利用したことがある」割合を生活困難度別に見ると、小学5年生では「おでかけひろば」「学校の補習」「学校以外の学習支援」において、中学2年生では「おでかけひろば」「子ども食堂」「学校以外の学習支援」「発達に関する専門支援」において有意な差が確認された。ただし、支援サービスごとに傾向はことなり、生活困難度による一貫した違いは確認されなかった。両学年とも「おでかけひろば」においては困窮層の利用したことがある割合が周辺層、一般層よりも有意に低く、両学年とも10ポイント以上の差があった。反対に、小学5年生の「学校の補習」、中学2年生の「発達に関する専門支援」は困窮層の利用したことがある割合が、周辺層、一般層の割合よりも有意に高かった。特に小学5年生の「学校の補習」については20ポイント以上、中学2年生の「発達に関する専門支援」については10ポイント以上の差があった。「学校以外の学習支援」については、両学年とも生活が困窮するほど利用したことがある割合が高くなる傾向にあった。

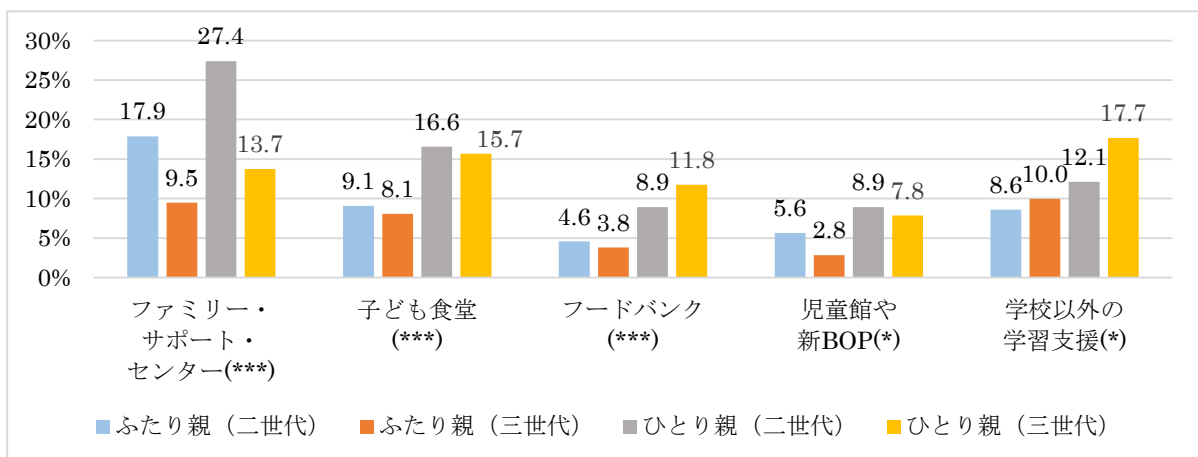
図表 10-3-4 支援サービスを「利用したことがある」割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別



\*有意な結果のみ作表。

「利用しなかったが、条件を満たしていなかった」「利用時間や制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」「利用しなかったが抵抗感があった」「料金が支払えないと思った」を、「利用意向はあったが利用しなかった」保護者の割合として合算したうえで、世帯タイプ別に見ると、小学5年生では、「ファミリー・サポート・センター」「子ども食堂」「フードバンク」「児童館や新BOP」「学校以外の学習支援」において有意な差が確認された。「子ども食堂」と「フードバンク」といった食に関する支援については、ひとり親世帯における割合が高い。また、「児童館や新BOP」についても同様の傾向にある。「学校以外の学習支援」については、ひとり親（三世代）世帯における割合がその他の世帯タイプよりも高い。「ファミリー・サポート・センター」については、二世帯世帯の方が、三世帯世帯よりも割合が高い傾向があった。

図表 10-3-5 利用意向はあったが利用しなかった割合(小学5年生):世帯タイプ別

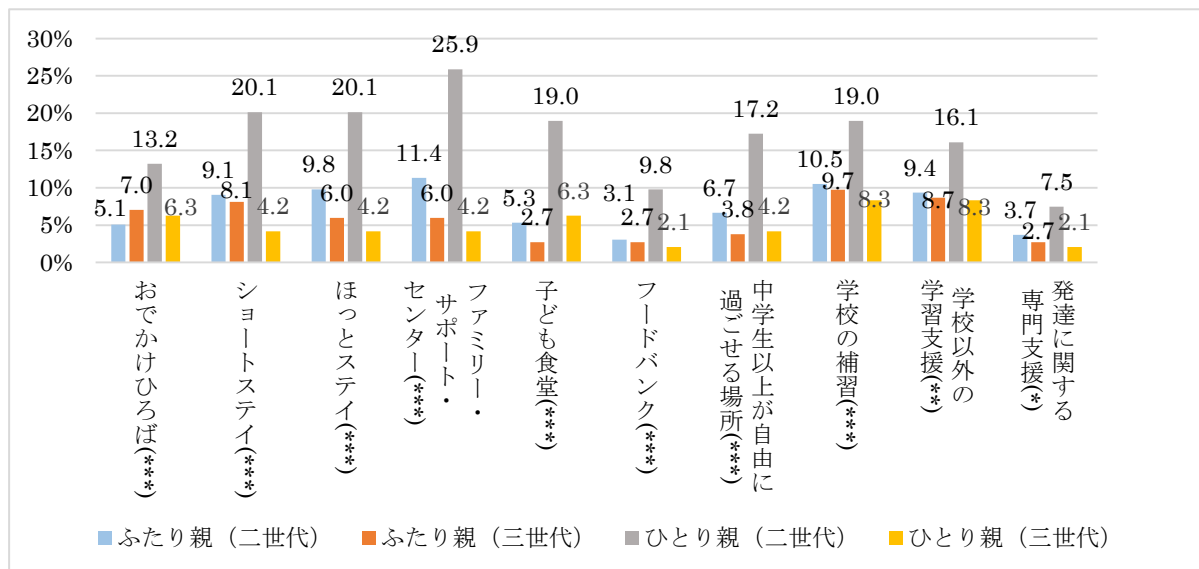


\*有意な結果のみ作表。

中学2年生について同割合を世帯タイプ別に見ると、すべての支援サービスにおいて、ひとり

親（二世帯）世帯における割合が有意に高かった。また、その値は小学5年生よりも大きい傾向にある。小学5年生以上に、中学2年生においては、ひとり親（二世帯）世帯はニーズを持っていながら支援サービスを利用するに至らなかったことが多いと考えられる。特に、「ファミリー・サポート・センター」「ショートステイ」「ほっとステイ」といった子育て支援については、ひとり親（二世帯）世帯の保護者の2割以上が、利用意向を持ちながら利用に至っていない。

図表 10-3-6 利用意向はあったが利用しなかった割合(中学2年生):世帯タイプ別

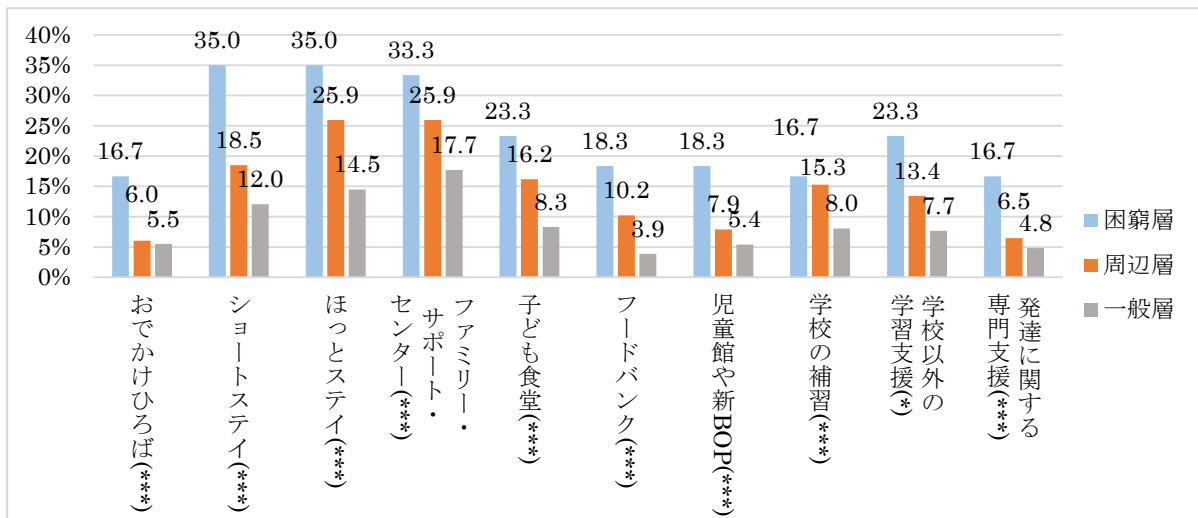


\*有意な結果のみ作表。

\*以下、「中学生以上が自由に時間を過ごせる場所」を「中学生以上が自由に過ごせる場所」と表記。

同割合を生活困難度別に見ると、小学5年生においては、すべての支援サービスについて、生活が困窮するほど有意に割合が高かった。特に「ショートステイ」「ほっとステイ」「ファミリー・サポート・センター」については、困窮層の保護者の3割以上が利用意向を持ちながら利用していない。また、周辺層についても「ショートステイ」18.5%、「ほっとステイ」25.9%、「ファミリー・サポート・センター」25.9%と約2割の保護者が利用意向を持ちながら利用していない。また、食に関する支援についても困窮層における同割合は、「子ども食堂」23.3%、「フードバンク」18.3%と約2割にのぼる。その他の項目も困窮層における同割合は15%以上だった。なお、「発達に関する専門支援」については、利用したことのある保護者の割合は、小学5年生においては生活困難度別には有意な差が確認されなかったが(図表 10-3-4)、利用意向を持ちながら利用していない保護者の割合については有意な差が確認されている。

図表 10-3-7 利用意向はあったが利用しなかった割合(小学5年生):生活困難度別

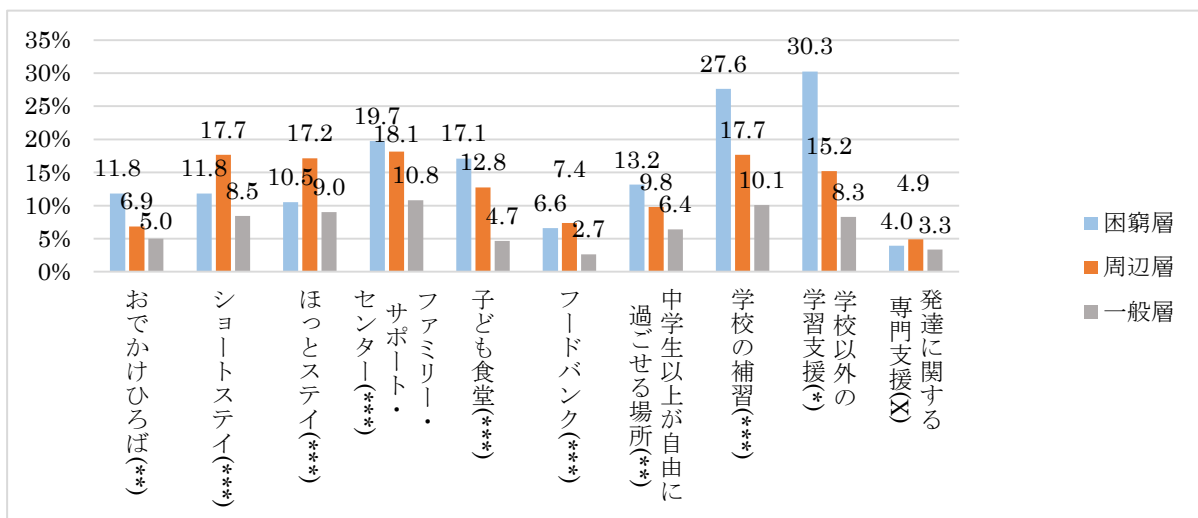


\*有意な結果のみ作表。

中学2年生における同割合を生活困難度別に見ると、「発達に関する専門支援」以外は有意な差が確認された。また、小学5年生と異なり、「ショートステイ」「ほっとステイ」の同割合は周辺層において最も高く、「ファミリー・サポート・センター」についても困窮層と周辺層における同割合の差は2ポイント未満にとどまっている。これに対し、「学校の補習」「学校以外の学習支援」は、約3割の困窮層の保護者（「学校の補習」27.6%、「学校以外の学習支援」30.3%）が利用意向を持ちながら利用していない。さらにこの値は、小学5年生の困窮層よりも大きい。

以上のように、全体として小学5年生では生活困難度による違いがより大きく、困窮層において、利用意向はあったが利用しなかった保護者の割合が高いのに対し、中学2年生は、世帯タイプによる違いが大きく、ひとり親（二世帯）世帯における同割合が高い傾向にある。

図表 10-3-8 利用意向はあったが利用しなかった割合(中学2年生):生活困難度別

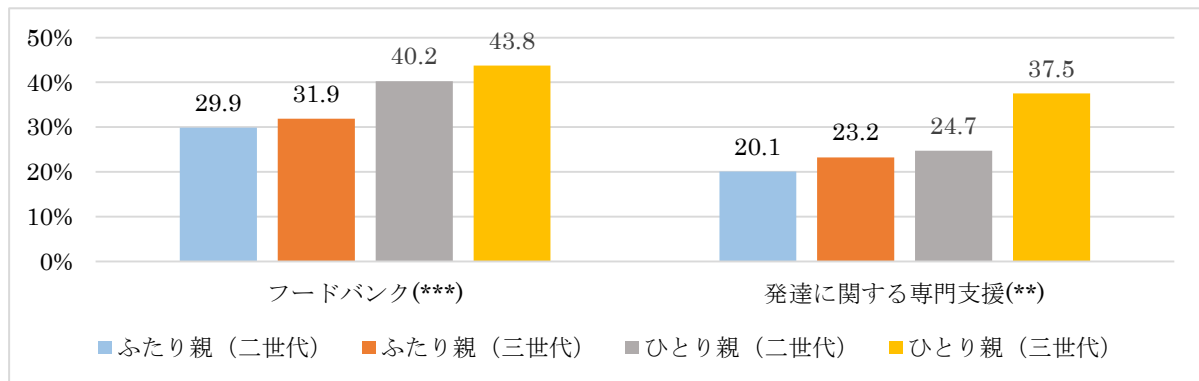


\*有意な結果のみ作表。



次に、制度の認知度についての差を見るために、「制度等について全く知らなかった」と答えた保護者の割合を世帯タイプ別に見た。その結果、小学5年生では全ての支援サービスにて有意な差は確認されず、中学2年生では「フードバンク」と「発達に関する専門支援」において有意な差が確認された。「フードバンク」についてはひとり親世帯の「制度等について全く知らなかった」の割合がふたり親世帯よりも高く、「発達に関する専門支援」についてはひとり親（三世代）世帯における同割合がその他の世帯タイプよりも高い。

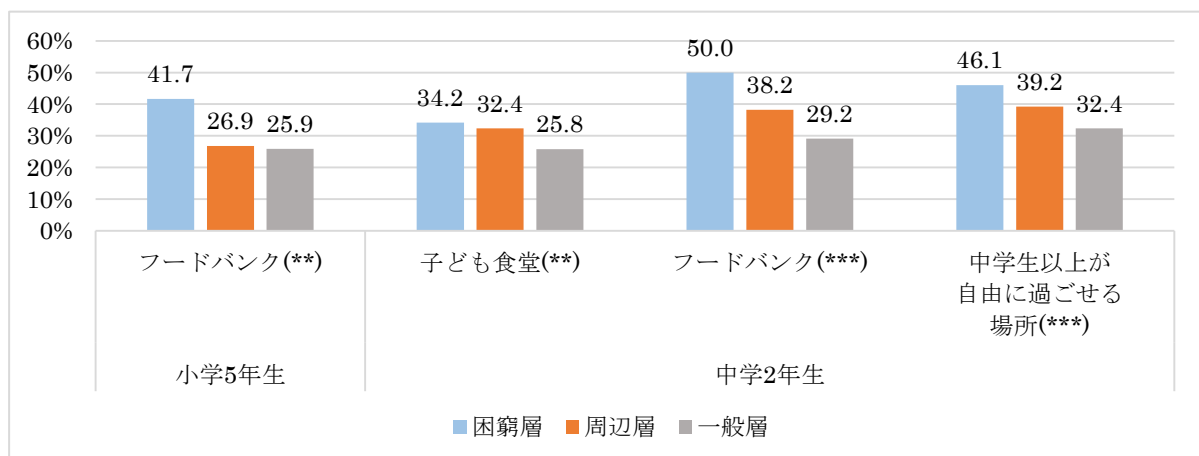
図表 10-3-9 「制度等について全く知らなかった」の割合(中学2年生):世帯タイプ別



\*有意な結果のみ作表。

「制度等について全く知らなかった」の割合を生活困難度別に見ると、小学5年生では「フードバンク」においてのみ、中学2年生では「子ども食堂」「フードバンク」「中学生以上が自由に過ごせる場所」において有意な差が確認された。全て、生活が困窮するほど同割合が高くなっているが、中学2年生の「子ども食堂」については、困窮層 (34.2%) と周辺層 (32.4%) の間に大きな差はない。

図表 10-3-10 「支援制度等について全く知らなかった」の割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別

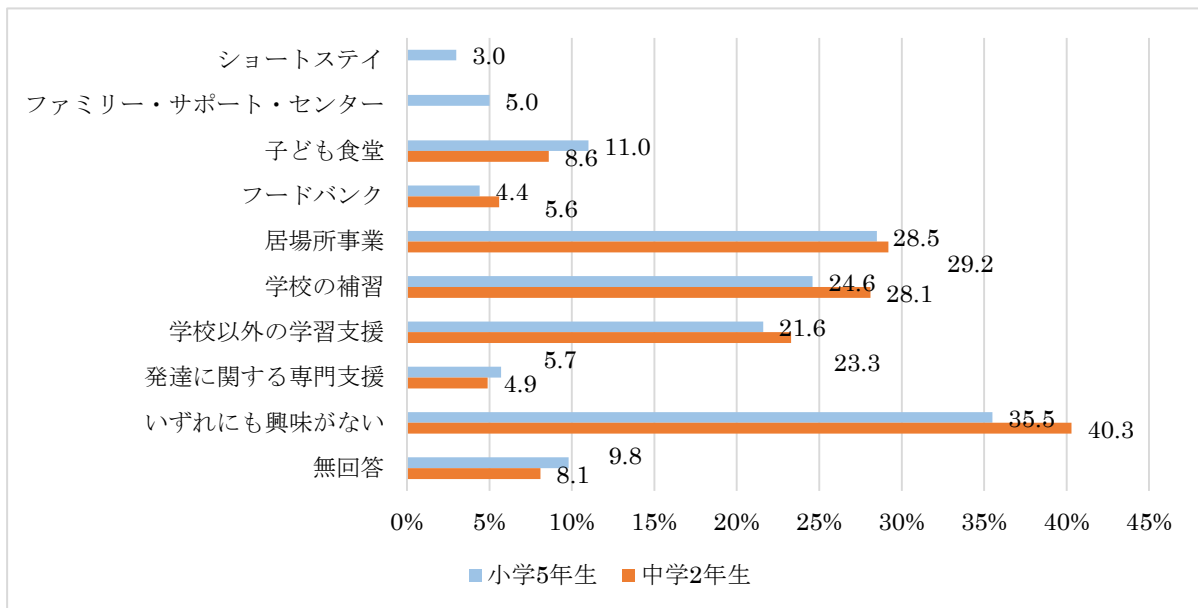


\*有意な結果のみ作表。

## (2) 支援サービスの利用意向

次に、保護者に「現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか」との問いにて、8つの支援制度について聞いた。その結果、両学年とも「いずれにも興味がない」の割合が最も高かった（小学5年生 35.5%、中学2年生 40.3%）ものの、いくつかの支援制度については最大3割ほどの利用意向が見られた。最も高い利用意向が示された支援サービスは、「居場所事業」（小学5年生 28.5%、中学2年生 29.2%）であり、次が「学校の補習」（小学5年生 24.6%、中学2年生 28.1%）、「学校以外の学習支援」（小学5年生 21.6%、中学2年生 23.3%）となり、両学年とも居場所事業と学習支援事業の利用意向が比較的に高かった。食の支援については「子ども食堂」は小学5年生の保護者の11.0%、中学2年生の保護者の8.6%、「フードバンク」は小学5年生の保護者の4.4%、中学2年生の保護者の5.6%が利用意向を示している。さらに、「発達に関する専門支援」は小学5年生の保護者の5.7%、中学2年生の保護者の4.9%が利用意向を示している。子育て支援サービスについては小学5年生の保護者にのみ質問しており、「ファミリー・サポート・センター」は5.0%、「ショートステイ」は3.0%が利用意向を示している。

図表 10-3-11 支援サービスの利用意向(小学5年生、中学2年生)



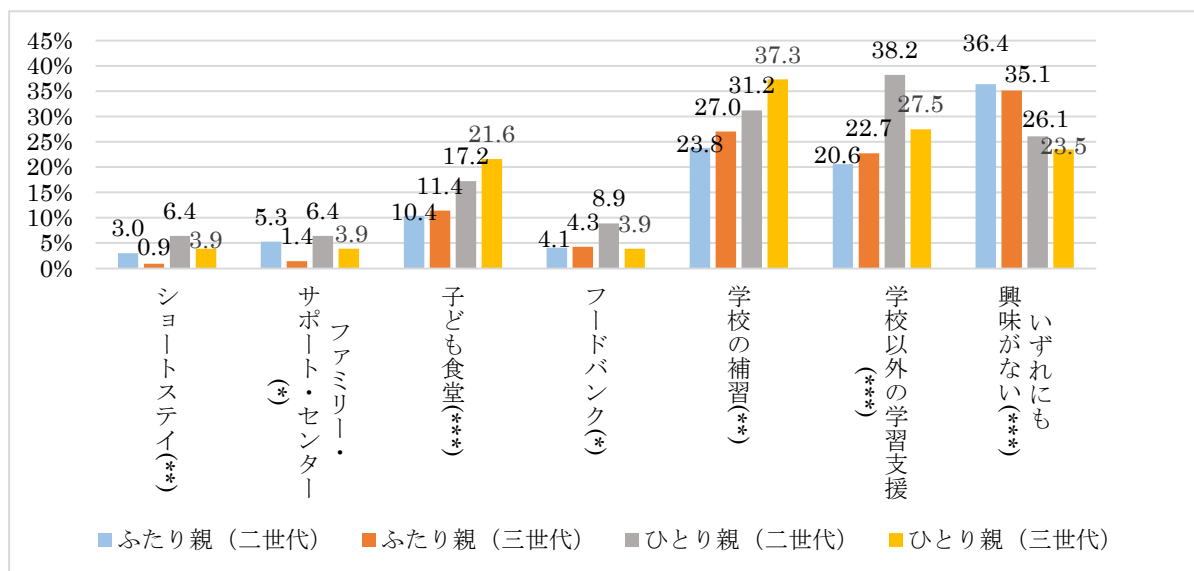
\*居場所事業の調査票における表記は、小学5年生では「小学高学年も利用できる児童館や新BOP」、中学2年生では「中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所」となっている。

\*「ショートステイ」と「ファミリー・サポート・センター」については、小学5年生の保護者のみ質問しているため、小学5年生のみ作表。

支援サービスの利用意向について世帯タイプ別に見ると、小学5年生では「ショートステイ」「ファミリー・サポート・センター」「子ども食堂」「フードバンク」「学校の補習」「学校以外の学習支援」「いずれにも興味がない」において有意な差があった。また、中学2年生では「子ども食堂」「フードバンク」「中学生以上が自由に過ごせる場所」「学校の補習」「学校以外の学習支援」「いずれにも興味がない」において有意な差があった。

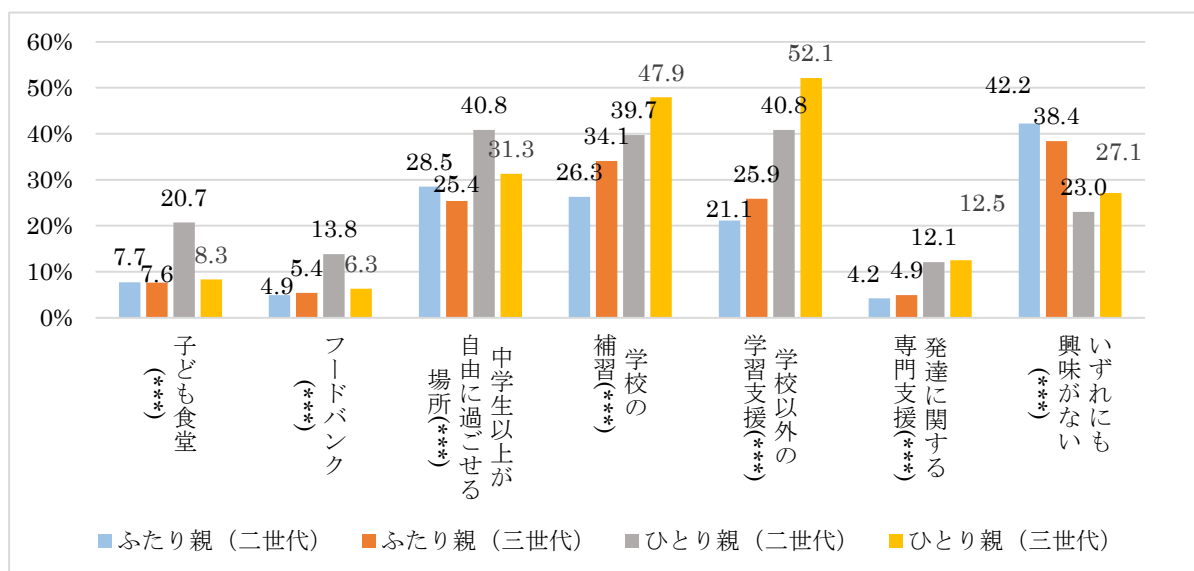
両学年ともに「いずれにも興味がない」を選んだ割合はふたり親世帯がひとり親世帯よりも高い。しかし、具合的な支援制度については、ひとり親（二世帯）世帯もしくはひとり親（三世帯）世帯の割合が最も高く、全体としてふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が支援サービスの利用意向を持っている。特に「学校の補習」「学校以外の学習支援」についてはひとり親世帯の約3割～5割が利用意向を持っており、学習支援へのニーズの高さが伺える。

図表 10-3-12 支援サービスの利用意向(小学5年生):世帯タイプ別



\*有意な結果のみ作表。

図表 10-3-13 支援サービスの利用意向(中学2年生):世帯タイプ別



\*有意な結果のみ作表。

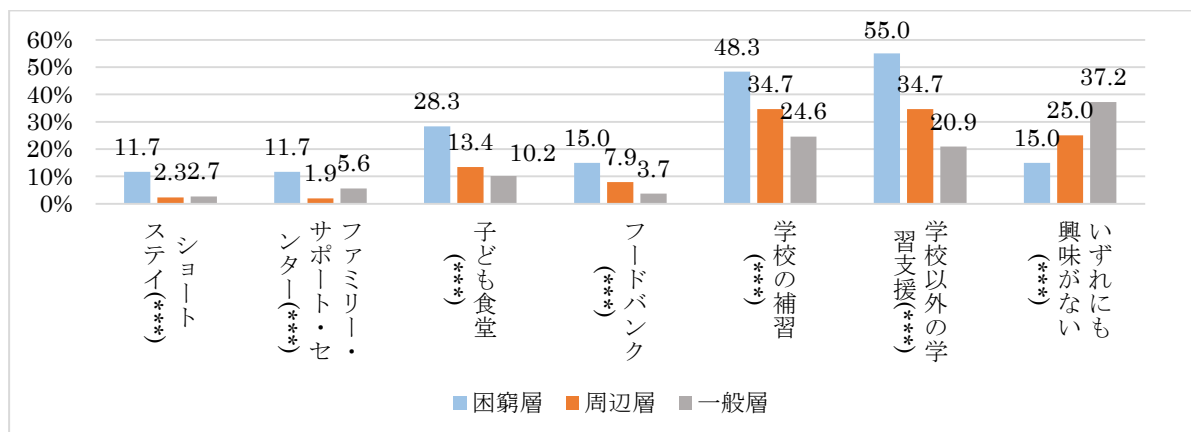
支援サービスの利用意向について生活困難度別に見ると小学5年生では「ショートステイ」「ファミリー・サポート・センター」「子ども食堂」「フードバンク」「学校の補習」「学校以外の学習

支援」「いずれにも興味がない」において有意な差があった。また、中学2年生では「子ども食堂」「フードバンク」「中学生以上が自由に過ごせる場所」「学校の補習」「学校以外の学習支援」「発達に関する専門支援」「いずれにも興味がない」において有意な差があった。

両学年ともに「いずれにも興味がない」を選んだ割合は一般層、周辺層、困窮層の順に高い。しかし、具体的な支援制度については、困窮層にて利用意向がある割合が最も高く、全体として生活が困窮するほど支援サービスの利用意向を持つ傾向にある（ただし「ショートステイ」と「ファミリー・サポート・センター」については一般層の方が周辺層よりも利用意向を持つ保護者の割合が高い）。

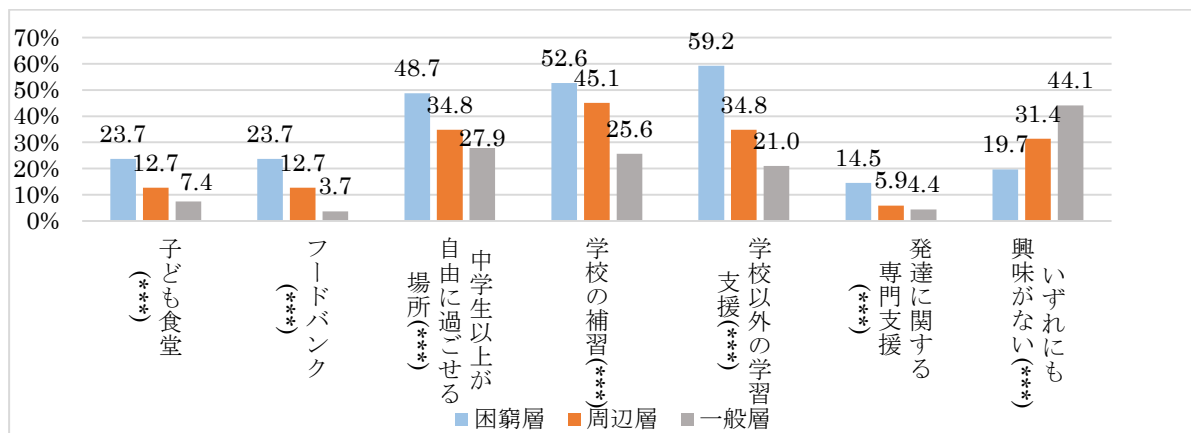
特に「学校の補習」「学校以外の学習支援」については困窮層の約5割が利用意向を持っており、学習支援へのニーズの高さが伺える。また、「中学生以上が自由に過ごせる場所」についても中学2年生の困窮層の48.7%が利用意向を持っている。さらに、「子ども食堂」「フードバンク」といった食に関する支援サービスに対しても利用意向を持つ保護者が困窮層の約4分の1程度存在する。また、中学2年生の「発達に関する専門支援」は「利用したことがある」割合についても生活が困窮するほど高くなる傾向があったが、利用意向についても同様の傾向が確認された。

図表 10-3-14 支援サービスの利用意向(小学5年生):生活困難度別



\*有意な結果のみ作表。

図表 10-3-15 支援サービスの利用意向(中学2年生):生活困難度別



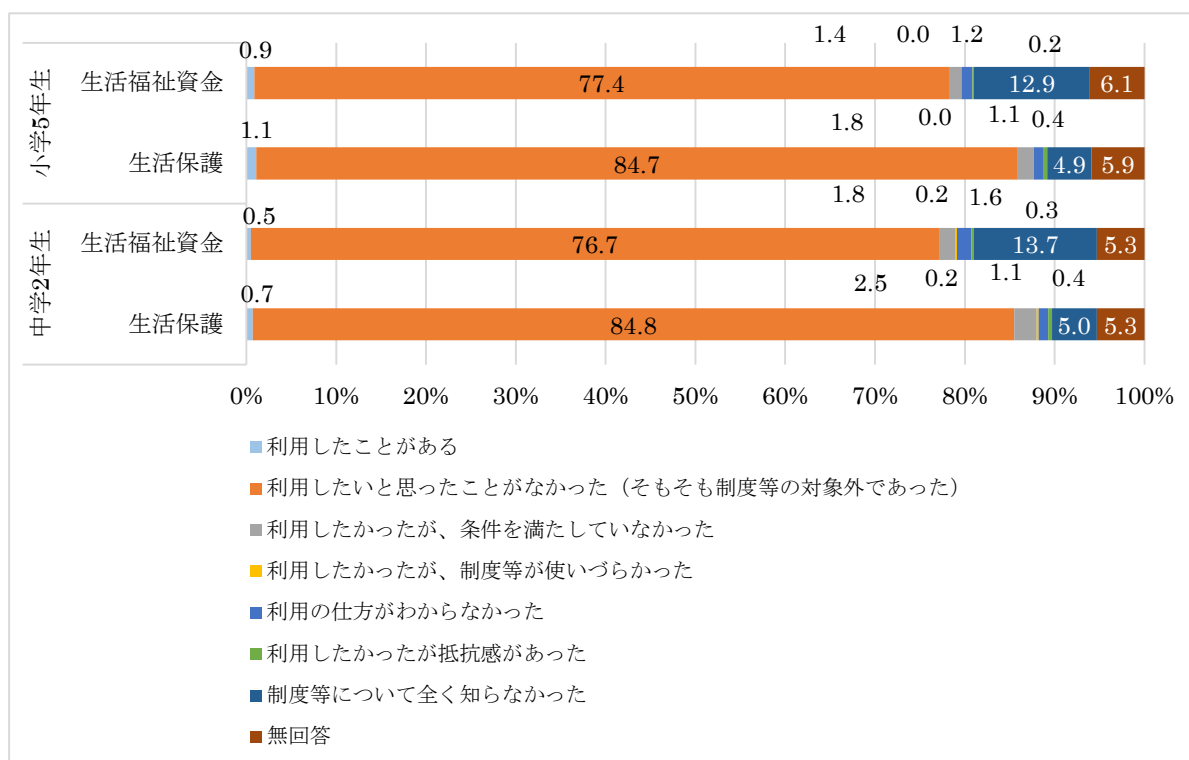
\*有意な結果のみ作表。

## 4. 金銭的支援制度

### (1) 金銭的支援制度の利用状況

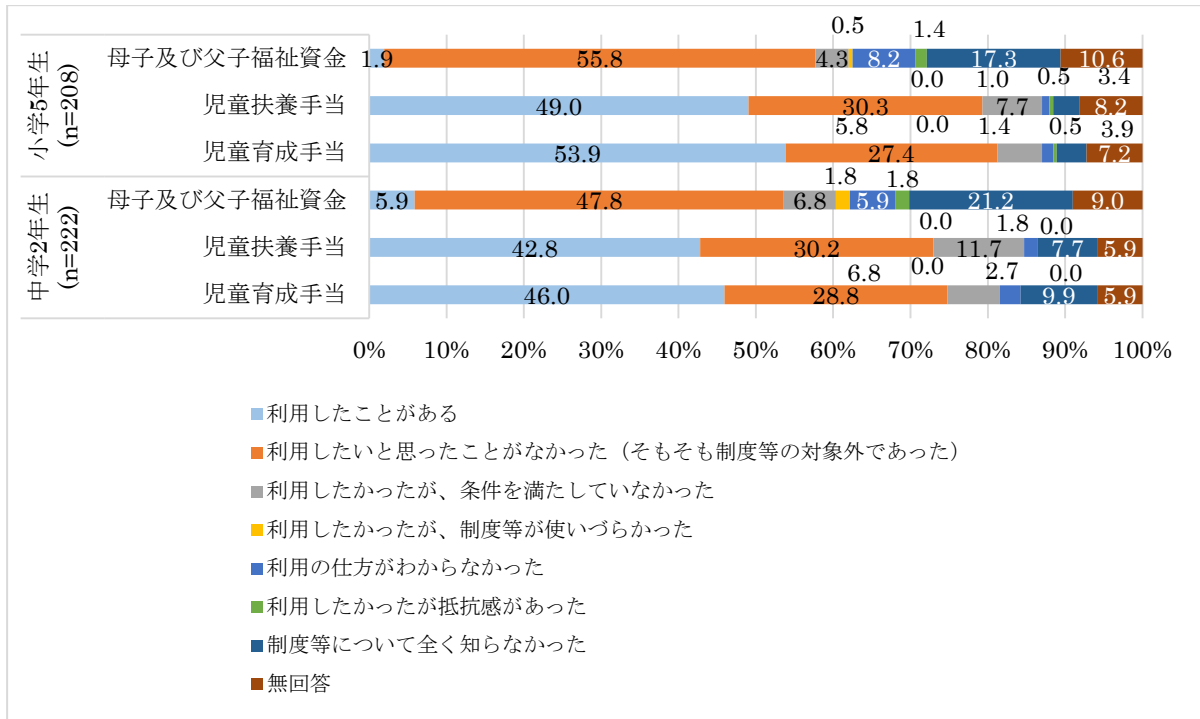
保護者票にて様々な金銭的支援制度の利用状況を聞いた。このうち「生活福祉資金」と「生活保護」の利用状況を見ると、両学年とも「利用したいと思っただけでなかった（そもそも制度等の対象外であった）」が約 8 割を占める一方、「利用したことがある」の割合は約 1%であり、利用経験率は高くない。ただし、「制度等について全く知らなかった」と回答した保護者のも一定数おり、その割合は「生活福祉資金」では 12%~13%、「生活保護」では約 5%である。

図表 10-4-1 「生活福祉資金」と「生活保護」の利用状況(小学 5 年生、中学 2 年生)



さらに、「母子及び父子福祉資金」「児童扶養手当」「児童育成手当」についてひとり親世帯に限って利用状況を見ると、「利用したことがある」割合は、「母子及び父子福祉資金」(小学 5 年生 1.9%、中学 2 年生 5.9%)、「児童扶養手当」(小学 5 年生 49.0%、中学 2 年生 42.8%)、「児童育成手当」(小学 5 年生 53.9%、中学 2 年生 46.0%)であった。また、「利用したいと思っただけでなかった(そもそも制度等の対象外であった)」の割合は「母子及び父子福祉資金」(小学 5 年生 55.8%、中学 2 年生 47.8%)、「児童扶養手当」(小学 5 年生 30.3%、中学 2 年生 30.2%)、「児童育成手当」(小学 5 年生 27.4%、中学 2 年生 28.8%)であり、「生活福祉資金」ならび「生活保護」よりも低い。また、これらは主にひとり親世帯を対象とした支援制度だが、「制度等について全く知らなかった」と回答しているひとり親世帯の保護者もおり、その割合は「母子及び父子福祉資金」(小学 5 年生 17.3%、中学 2 年生 21.2%)、「児童扶養手当」(小学 5 年生 3.4%、中学 2 年生 7.7%)、「児童育成手当」(小学 5 年生 3.9%、中学 2 年生 9.9%)となっている。

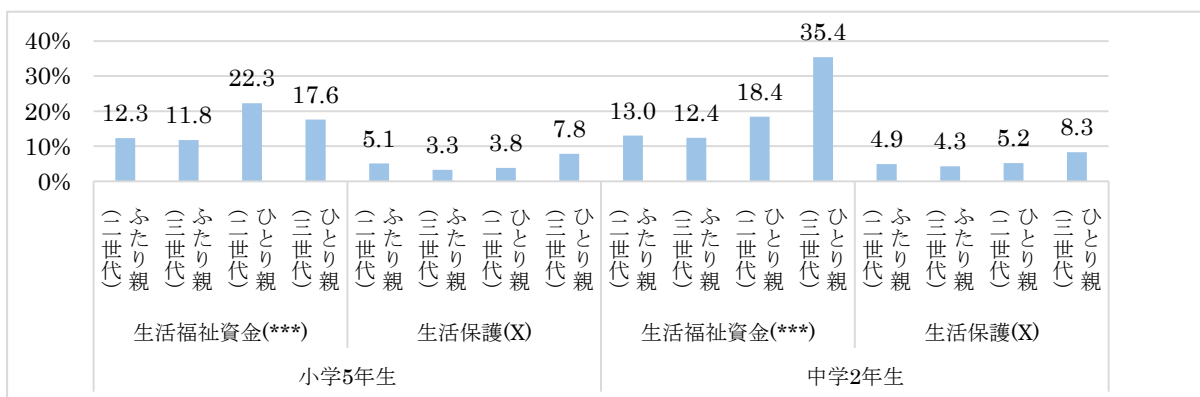
図表 10-4-2 「母子及び父子福祉資金」「児童扶養手当」「児童育成手当」の利用状況(小学5年生、中学2年生)



\*ひとり親世帯に限って集計。

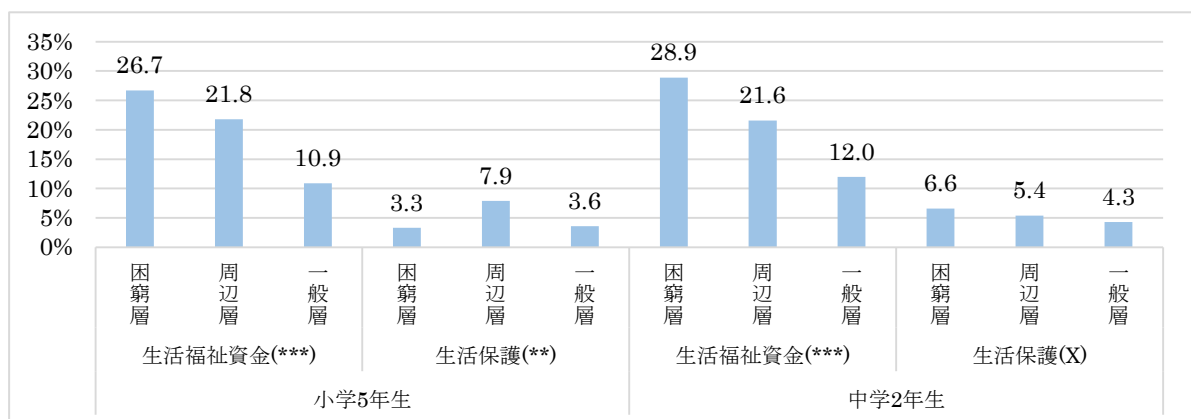
金銭的支援制度のうち「生活福祉資金」と「生活保護」について、「制度等について全く知らなかった」の割合を世帯タイプ別に見たところ、「生活福祉資金」については両学年とも有意な差があった。小学5年生では、ひとり親(二世帯)世帯(22.3%)、ひとり親(三世帯)世帯(17.6%)、ふたり親(二世帯)世帯(12.3%)、ふたり親(三世帯)世帯(11.8%)の順に、中学2年生では、ひとり親(三世帯)世帯(35.4%)、ひとり親(二世帯)世帯(18.4%)、ふたり親(二世帯)世帯(13.0%)、ふたり親(三世帯)世帯(12.4%)の順に、「全く知らなかった」ために利用に至らなかった保護者の割合が高い。なお、「生活保護」については両学年とも有意な差は確認されなかった。

図表 10-4-3 「生活福祉資金」と「生活保護」について「全く知らなかった」保護者の割合(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別



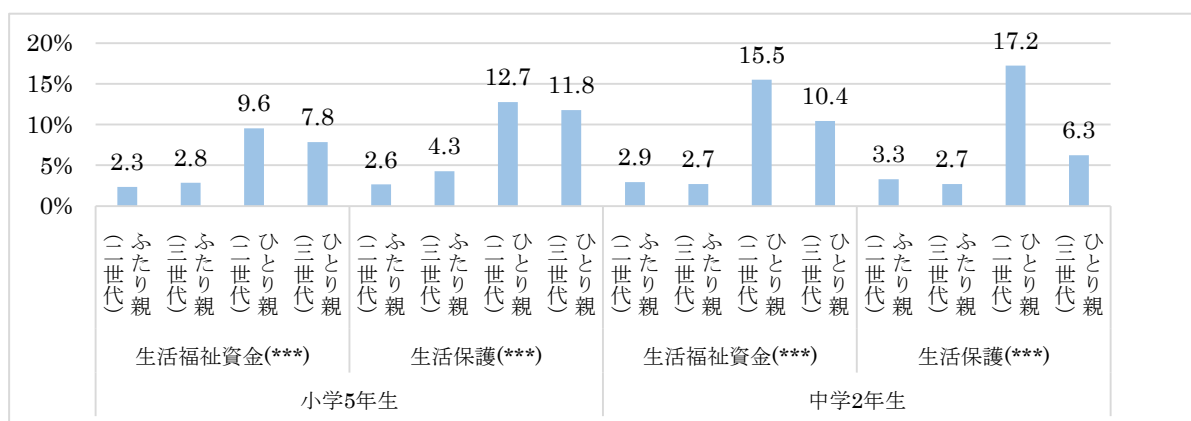
「全く知らなかった」保護者の割合を生活困難度別に見たところ、小学5年生では「生活福祉資金」と「生活保護」、中学2年生では「生活福祉資金」において有意な差があった。「生活福祉資金」は両学年とも生活が困窮するほど、「全く知らなかった」保護者の割合が高くなっている。また、小学5年生の「生活保護」では周辺層の「全く知らなかった」保護者の割合が7.9%と最も高い。

図表 10-4-4 「生活福祉資金」と「生活保護」について「全く知らなかった」保護者の割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別



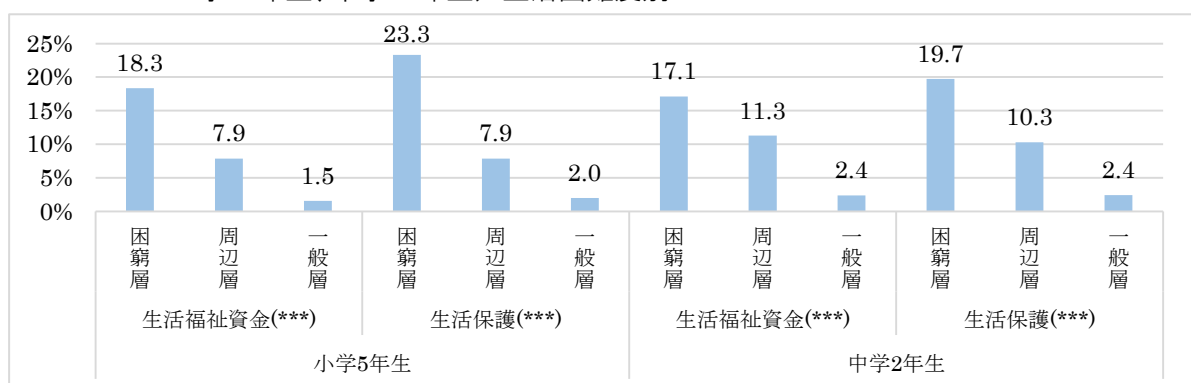
さらに、「生活福祉資金」と「生活保護」について、「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用したかったが、制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」「利用したかったが抵抗感があった」を、「利用意向はあったが、利用しなかった」保護者の割合として合算したうえで、世帯タイプ別に見ると、「生活福祉資金」「生活保護」ともに両学年において有意な差があった。どの項目においても、ひとり親(二世帯)世帯における割合が最も高く、次にひとり親(三世帯)世帯が続く。小学5年生のひとり親(二世帯)世帯の約1割が、「生活福祉資金」ならびに「生活保護」について利用意向があったものの、利用にいたっていない。また、中学2年生のひとり親(二世帯)世帯では、その割合は15%を超える。

図表 10-4-5 「生活福祉資金」と「生活保護」の利用意向はあったが、利用しなかった保護者の割合(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別



「生活福祉資金」と「生活保護」について、利用意向はあったが利用しなかった保護者の割合を生活困難度別に見ると、「生活福祉資金」「生活保護」ともに両学年において有意な差があり、生活が困窮するほど、同割合が高くなっていった。両学年とも困窮層のうち約2割が「生活福祉資金」および「生活保護」について、利用意向を持っていたものの利用に至っていない。

図表 10-4-6 「生活福祉資金」と「生活保護」の利用意向はあったが、利用しなかった保護者の割合(小学5年生、中学2年生):生活困難度別



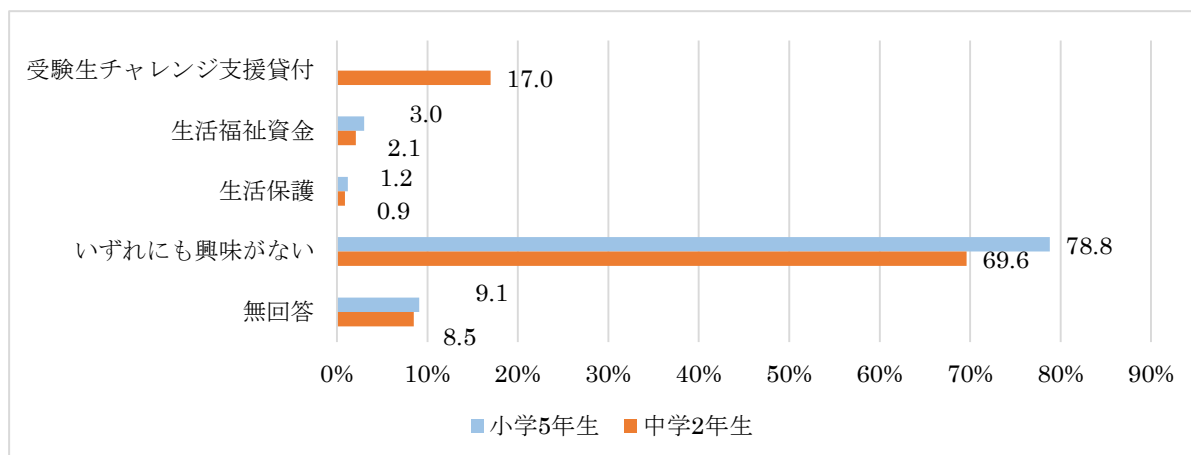
なお、「母子及び父子福祉資金」「児童扶養手当」「児童育成手当」については、ひとり親世帯に限って生活困難度別のクロス集計を行うと困窮層のn値が30より少なくなるため、集計しない。

## (2) 金銭的支援制度の利用意向

様々な金銭的支援制度について保護者に「現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか」との問いにて、今後の利用意向を聞いた。その結果、「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」について、利用意向を示した保護者の割合は、「受験生チャレンジ支援貸付」は17.0%（支給対象年齢の関係上、中学2年生のみ）、「生活福祉資金」は小学5年生3.0%、中学2年生2.1%、「生活保護」は小学5年生1.2%、中学2年生0.9%だった。なお、「いずれにも興味がない」と回答した保護者の割合は、小学5年生では78.8%、中学2年生では69.6%だった。

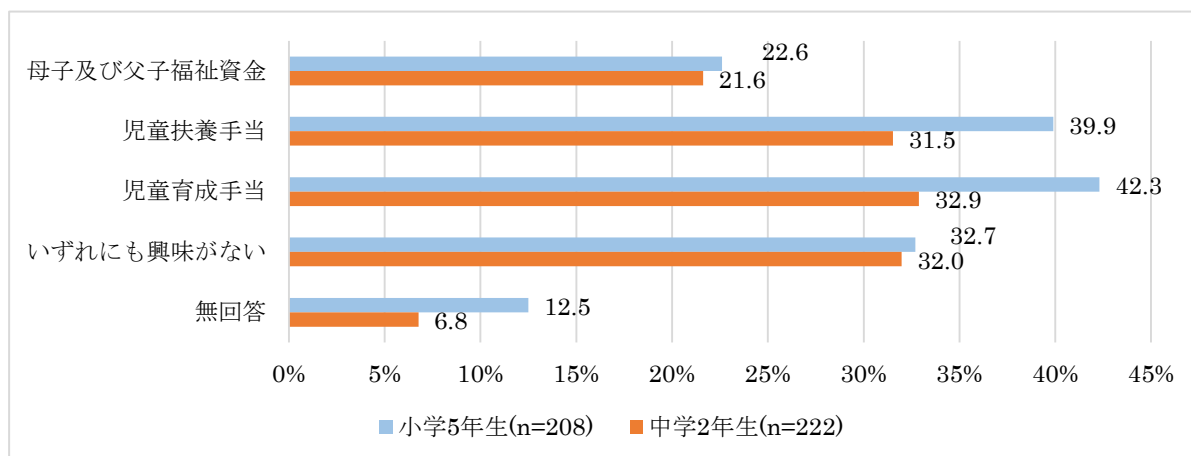


図表 10-4-7 「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」の利用意向(小学5年生、中学2年生)



ひとり親世帯に限って、「母子及び父子福祉資金付」「児童扶養手当」「児童育成手当」について、利用意向を示したひとり親世帯の保護者の割合を集計すると、「母子及び父子福祉資金付」は小学5年生では22.6%、中学2年生では21.6%、「児童扶養手当」は小学5年生では39.9%、中学2年生では31.5%、「児童育成手当」は小学5年生では42.3%、中学2年生では32.9%だった。なお、「いずれにも興味がない」と回答したひとり親世帯の保護者の割合は、小学5年生では32.7%、中学2年生では32.0%だった。

図表 10-4-8 「母子及び父子福祉資金」「児童扶養手当」「児童育成手当」の利用意向(小学5年生、中学2年生)

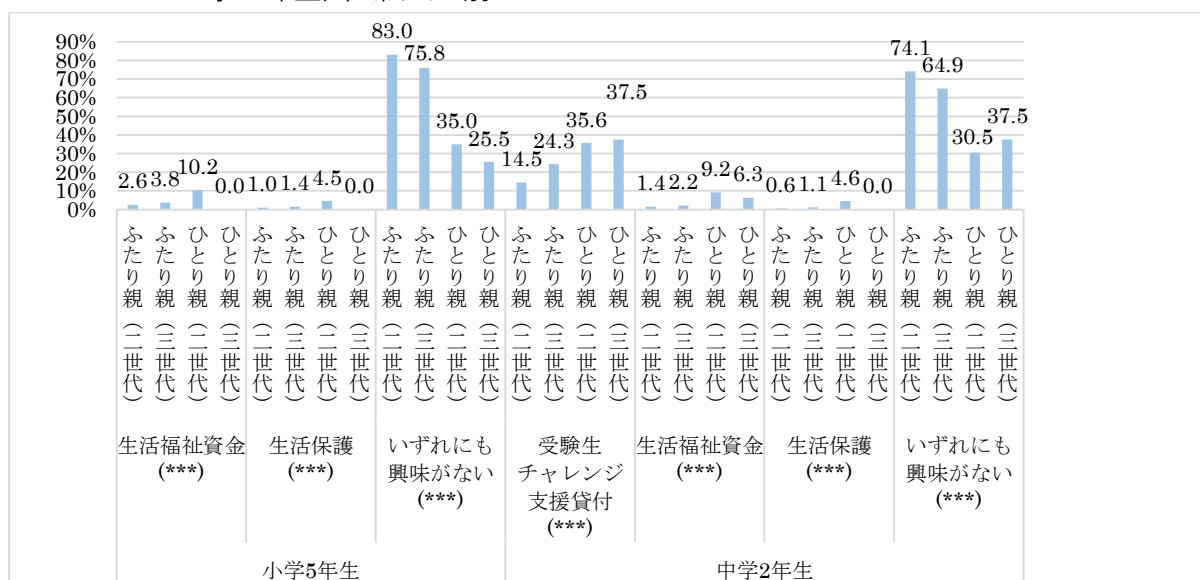


\*ひとり親世帯に限って集計。

「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」について利用意向を持つ保護者の割合を世帯タイプ別に見ると、いずれの項目も有意な差があった。「いずれにも興味がない」と回答した保護者の割合は、小学5年生ではふたり親世帯が83.0%（二世帯）、75.8%（三世帯）であるのに対し、ひとり親世帯は35.0%（二世帯）、25.5%（三世帯）とひとり親世帯はふたり親世帯

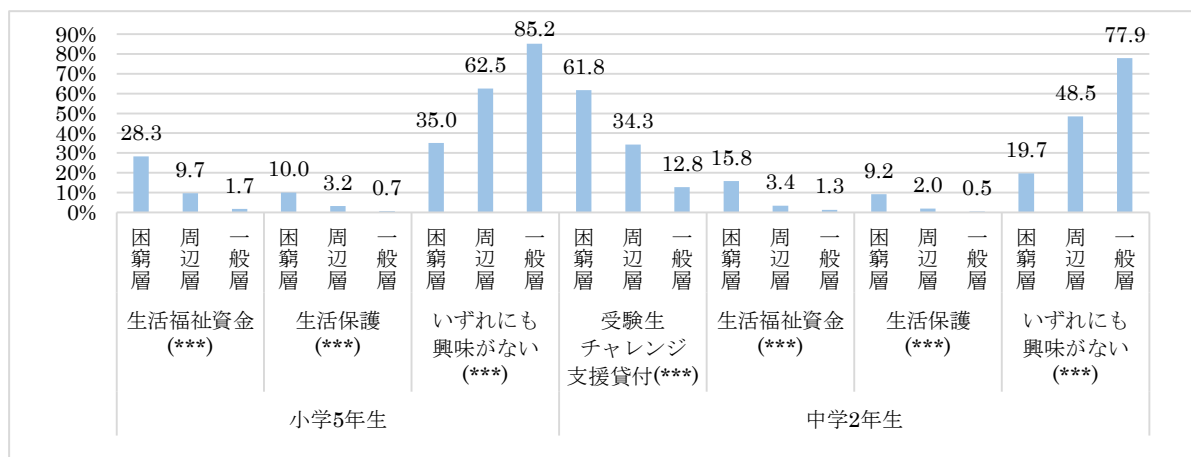
の半数にも満たない。中学 2 年生も同様に、ふたり親世帯 74.1%（二世帯）、64.9%（三世帯）、ひとり親世帯 30.5%（二世帯）、37.5%（三世帯）とひとり親世帯はふたり親世帯に比べ 30~45 ポイント低い。このように、ひとり親世帯の方が、ふたり親世帯よりも金銭的支援制度の利用意向を持っている保護者の割合が高い。具体的な制度の利用意向を見ると、中学 2 年生のみに聞いた「受験生チャレンジ支援貸付」は、ひとり親（三世帯）世帯では 37.5%、ひとり親（二世帯）世帯では 35.6%、ふたり親（三世帯）世帯では 24.3%、ふたり親（二世帯）世帯では 14.5%の保護者が利用意向を示している。「生活福祉資金」は、両学年ともひとり親（二世帯）世帯における割合が最も高く、小学 5 年生は 10.2%、中学 2 年生は 9.2%とおよそ 1 割の保護者が利用意向を示している。「生活保護」についても、ひとり親（二世帯）世帯において利用意向を示した保護者の割合が高い（小学 5 年生 4.5%、中学 2 年生 4.6%）。

図表 10-4-9 「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」の利用意向(小学 5 年生、中学 2 年生):世帯タイプ別



「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」について利用意向を持つ保護者の割合を生活困難度別に見ると、いずれの項目も有意な差があった。「いずれにも興味がない」と回答した保護者の割合は、両学年とも一般層、周辺層、困窮層の順に高く、困窮層に限るとその割合は小学 5 年生の 35.0%、中学 2 年生の保護者の 19.7%にとどまる。具体的な制度の利用意向を見ると、どの制度も生活が困窮するほど利用意向を持つ保護者の割合が高くなる。特に「受験生チャレンジ支援貸付」は中学 2 年生の困窮層の 61.8%が利用意向を示している。また、「生活福祉資金」については困窮層のうち、小学 5 年生は 28.3%、中学 2 年生は 15.8%、「生活保護」については困窮層のうち約 1 割（小学 5 年生 10.0%、中学 2 年生 9.2%）の保護者が利用意向を示している。

図表 10-4-10 「受験生チャレンジ支援貸付」「生活福祉資金」「生活保護」の利用意向(小学5年生、中学2年生):生活困難度別

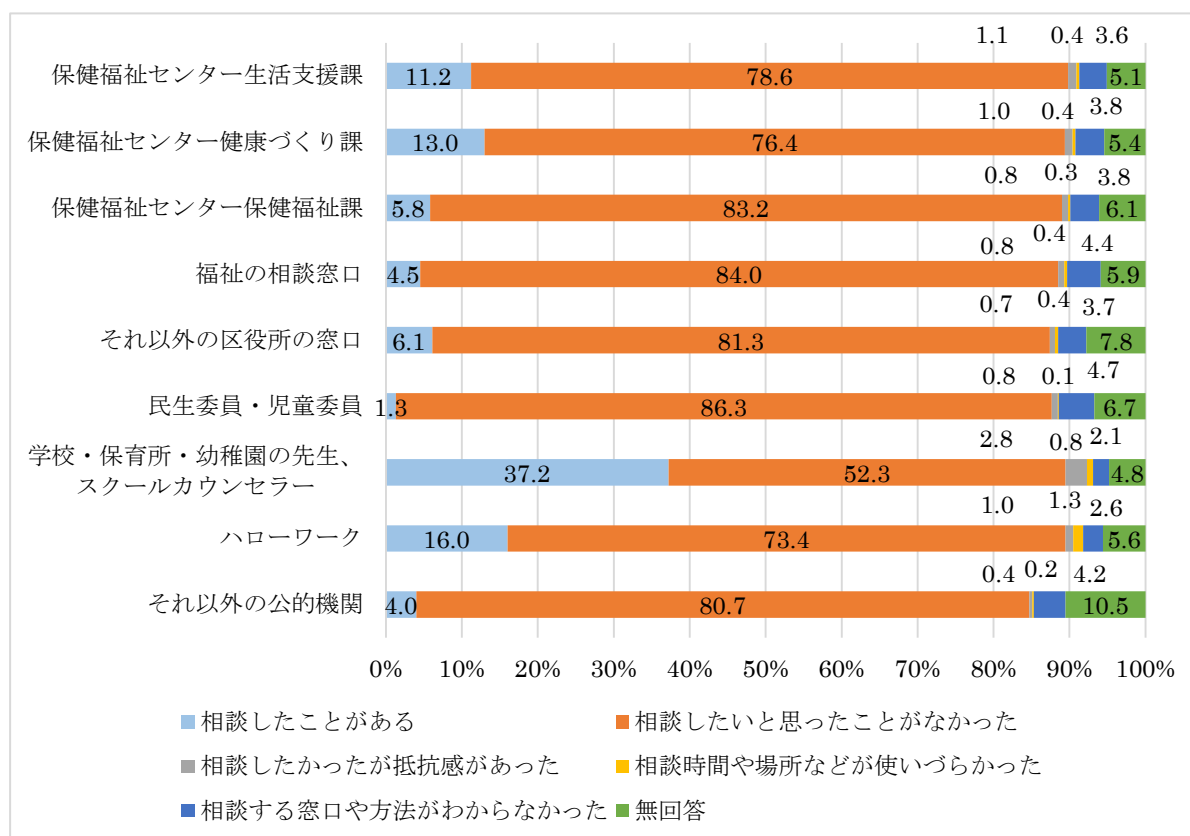


なお、「母子及び父子福祉資金」「児童扶養手当」「児童育成手当」については、ひとり親世帯に限って生活困難度別のクロス集計を行うと困窮層の n 値が 30 より少なくなるため、集計しない。

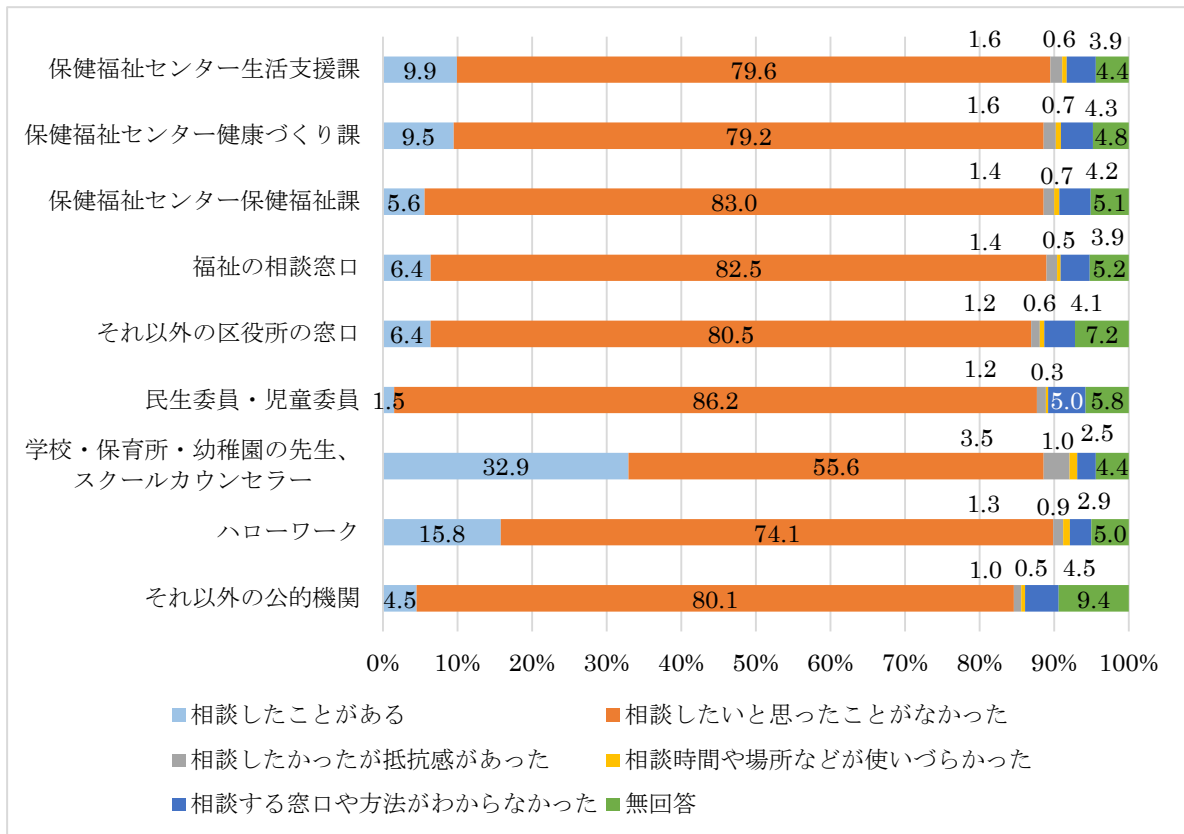
## 5. 公的機関への相談

保護者に「あなたは、これまでに困ったときに以下の公的機関に相談したことがありますか」という問いにて、9つの公的機関への相談経験について聞いた。相談したことがある保護者が多い順に窓口の種類を見ると両学年とも「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」が最も多く3割を超えている（小学5年生37.2%、中学2年生32.9%）。次が、「ハローワーク」であり、小学5年生では16.0%、中学2年生では15.8%であった。さらに、「保健福祉センター健康づくり課」（小学5年生13.0%、中学2年生9.5%）と「保健福祉センター生活支援課」（小学5年生11.2%、中学2年生9.9%）は約1割である。続いて「それ以外の区役所の窓口」（小学5年生6.1%、中学2年生6.4%）、「保健福祉センター保健福祉課」（小学5年生5.8%、中学2年生5.6%）、「福祉の相談窓口」（小学5年生4.5%、中学2年生6.4%）、「それ以外の公的機関」（小学5年生4.0%、中学2年生4.5%）が4%~7%となっている。最後に「民生委員・児童委員」は約1%である（小学5年生1.3%、中学2年生1.5%）。

図表 10-5-1 公的機関への相談(小学5年生)



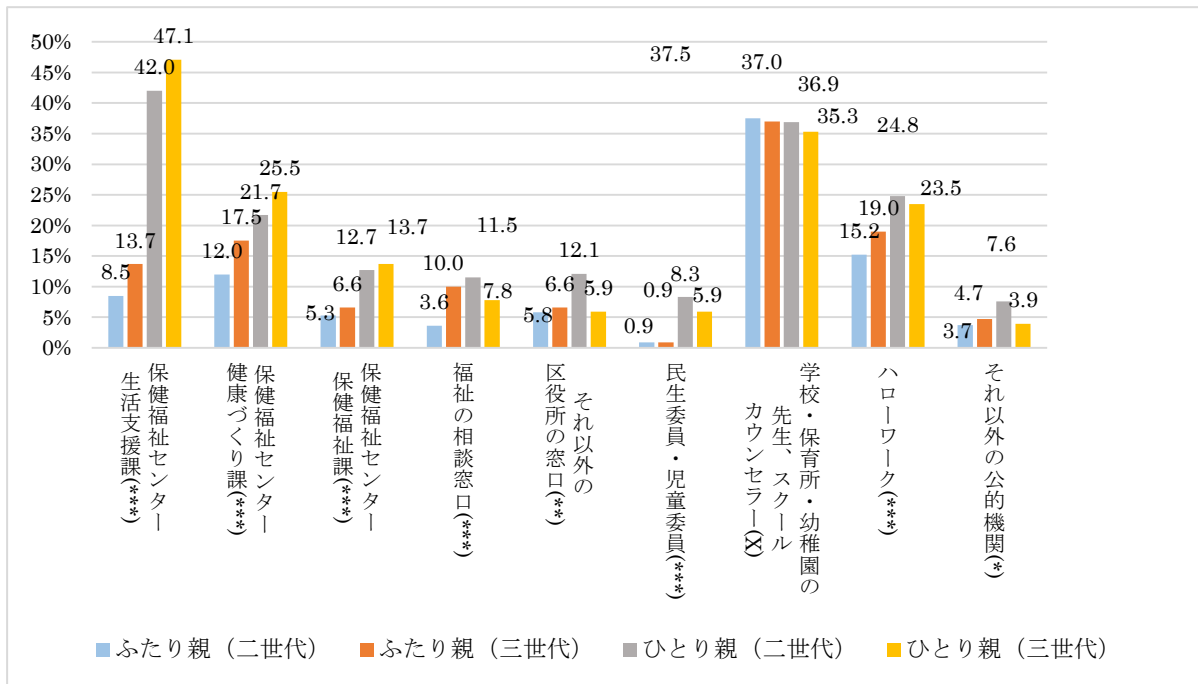
図表 10-5-2 公的機関への相談(中学 2 年生)



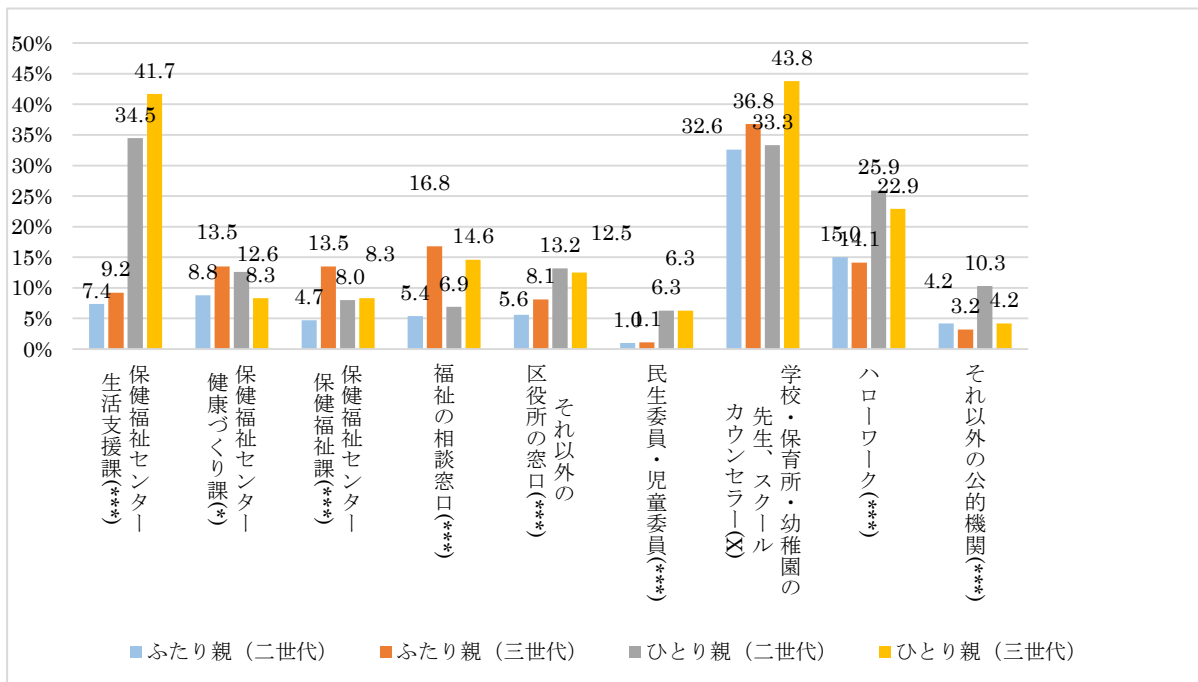
「相談したことがある」保護者の割合を世帯タイプ別に見ると、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」以外では有意な差があった。小学 5 年生では「保健福祉センター生活支援課」「保健福祉センター健康づくり課」「保健福祉センター保健福祉課」「民生委員・児童委員」においてはひとり親世帯の保護者が、ふたり親世帯の保護者よりも相談経験がある。特に「保健福祉センター生活支援課」はふたり親世帯の保護者が 8.5%（二世帯）、13.7%（三世帯）であるのに対し、ひとり親世帯は 42.0%（二世帯）、47.1%（三世帯）であり、世帯タイプによる顕著な違いがある。また、全体としては 1.3%であった「民生委員・児童委員」に「相談したことがある」保護者の割合も、ひとり親世帯に限ると 8.3%（二世帯）、5.9%（三世帯）にのぼる。「福祉の相談窓口」「それ以外の区役所の窓口」「民生委員・児童委員」「ハローワーク」「それ以外の公的機関」においてはひとり親（二世帯）世帯が最も「相談したことがある」割合が高かった。

中学 2 年生でも、「保健福祉センター生活支援課」「それ以外の区役所の窓口」「民生委員・児童委員」において、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも相談したことがある割合が高い傾向があった。特に、「保健福祉センター生活支援課」では、ひとり親（三世帯）世帯は 41.7%、ひとり親（二世帯）世帯は 34.5%であるのに対し、ふたり親（三世帯）世帯は 9.2%、ふたり親（二世帯）世帯は 7.4%と差が大きい。

図表 10-5-3 「相談したことがある」の割合(小学5年生):世帯タイプ別



図表 10-5-4 「相談したことがある」の割合(中学2年生):世帯タイプ別

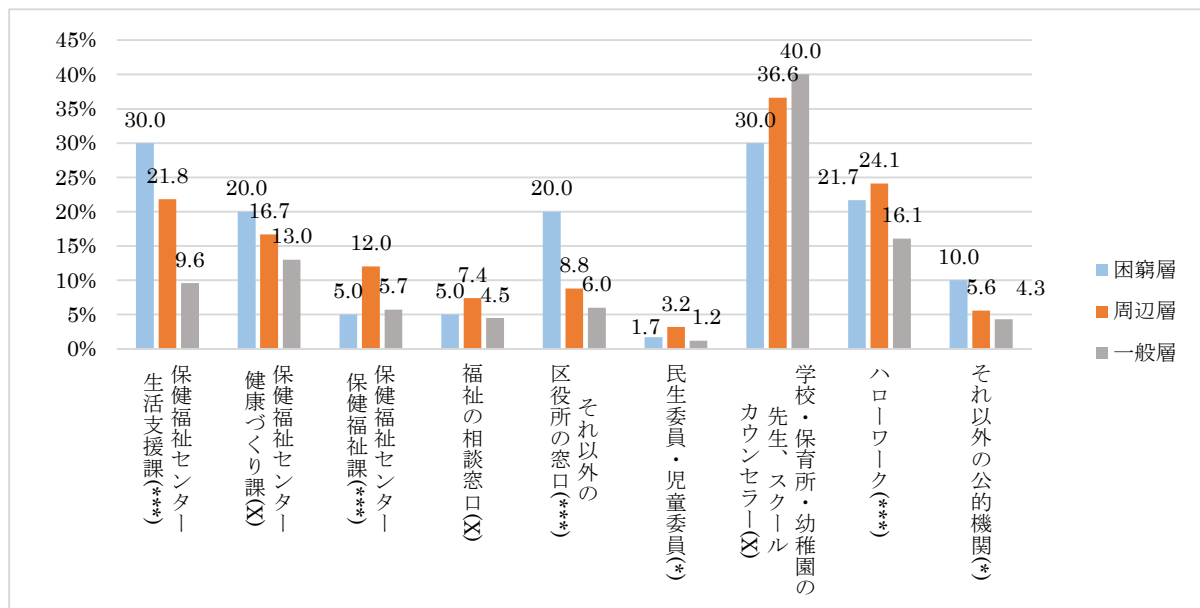


各相談窓口に「相談したことがある」保護者の割合を生活困難度別に見ると、小学5年生では「保健福祉センター生活支援課」「保健福祉センター保健福祉課」「それ以外の区役所の窓口」「民生・児童委員」「ハローワーク」「それ以外の公的機関」において有意な差があった。「保健福祉センター生活支援課」「それ以外の区役所の窓口」「それ以外の公的機関」は生活が困窮するほど「相

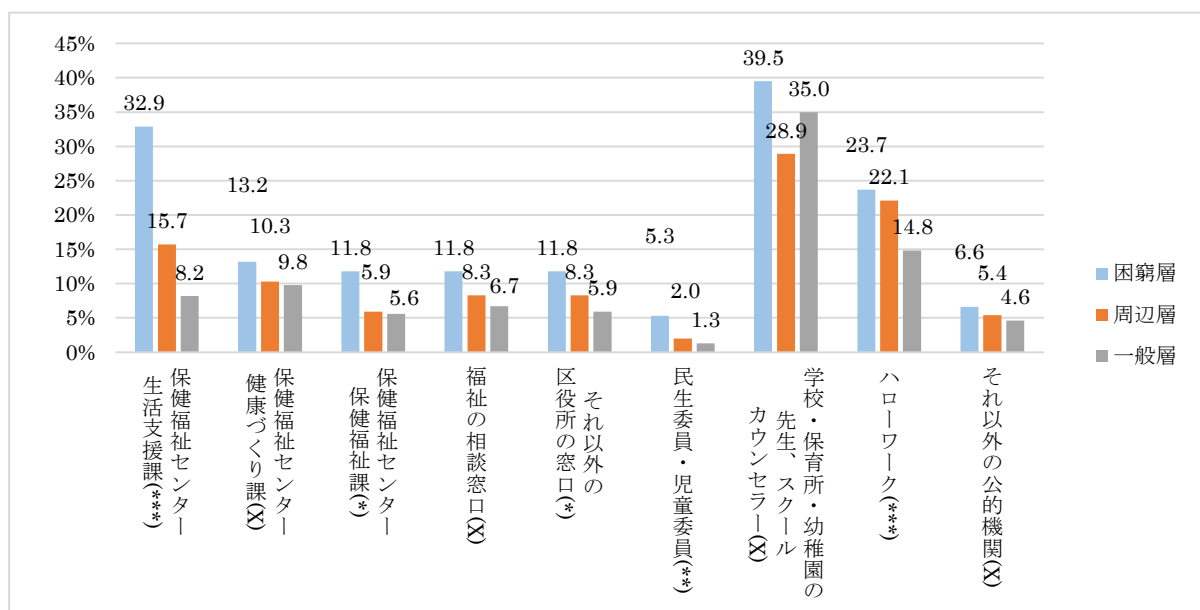
談したことがある」保護者の割合が高い一方、「保健福祉センター保健福祉課」「民生委員・児童委員」「ハローワーク」では周辺層において最も高い。

中学2年生では「保健福祉センター生活支援課」「保健福祉センター保健福祉課」「それ以外の区役所の窓口」「民生・児童委員」「ハローワーク」において、生活が困窮するほど「相談したことがある」保護者の割合が有意に高い。両学年とも困窮層においては「保健福祉センター生活支援課」に「相談したことがある」割合が約3割（小学5年生30.0%、中学2年生32.9%）である。「ハローワーク」も、小学5年生困窮層21.7%、小学5年生周辺層24.1%、中学2年生困窮層23.7%、中学2年生周辺層22.1%と生活困難層の2割以上の保護者が相談したことがある。

図表 10-5-5 「相談したことがある」の割合(小学5年生):生活困難度別

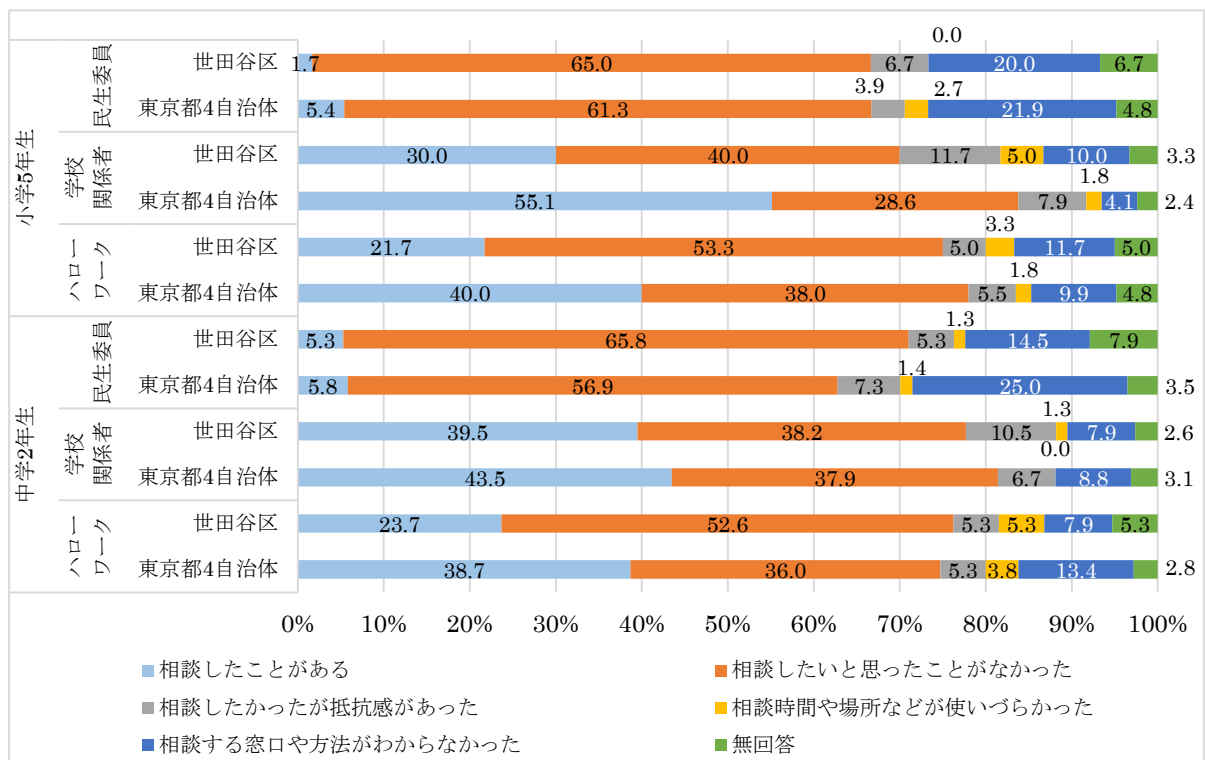


図表 10-5-6 「相談したことがある」の割合(中学2年生):生活困難度別



以上のように、例外はあるものの、全体としては生活困難度が上がるほど、公的機関に相談する傾向にある。しかし、ここで東京都調査の結果と比較すると本調査の特徴が明らかになる。調査票における項目名が一致する「民生委員・児童委員」「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」「ハローワーク」について、本調査と東京都調査の結果を困窮層に限って比較すると、全体として本調査の方が「相談したことがある」保護者の割合が低い傾向にある。また、「相談したいと思ったことがなかった」の割合は全体として本調査の方が高い傾向にある。この点を踏まえると、世田谷区の困窮層は仮に厳しい状況にあったとしても公的機関に相談をしない傾向が強い可能性がある。なお、「民生委員」に相談したことがある割合が低いことは、本調査におけるひとり親世帯の占める割合の相対的な小ささも影響していると考えられる。

参考図表 10-A 公的機関への相談(小学5年生、中学2年生):世田谷区調査、東京都調査、困窮層のみ



\*統計的な検定を行っていないため、結果の解釈には注意を要する。

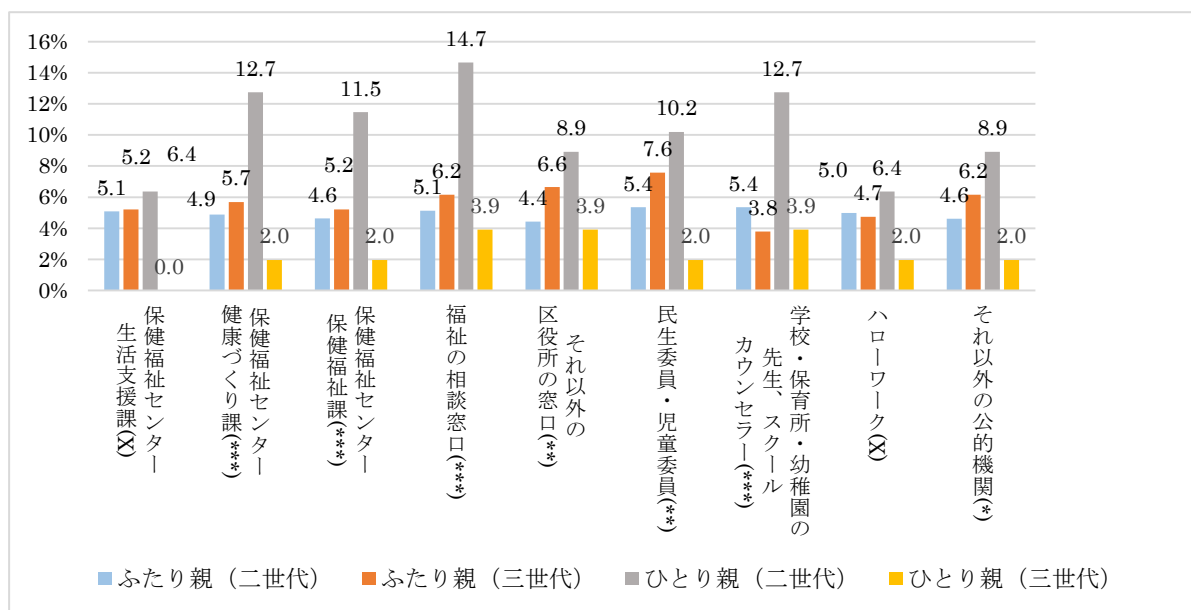
\*作表の都合上、「民生委員・児童委員」を「民生委員」、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」を「学校関係者」と表記。

「相談したかったが抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」を合算し、「相談意向があったが相談しなかった」割合とした上で、世帯タイプ別に見た。その結果、小学5年生では「保健福祉センター生活支援課」と「ハローワーク」以外はすべて有意な差があり、中学2年生ではすべての相談窓口において有意な差があった。また、中学2年生の「それ以外の区役所の窓口」のみ、ひとり親(三世帯)世帯にて「相談意向があったが相談しなかった」割合が最も高かったが、それ以外の相談窓口ではひとり親(二世帯)

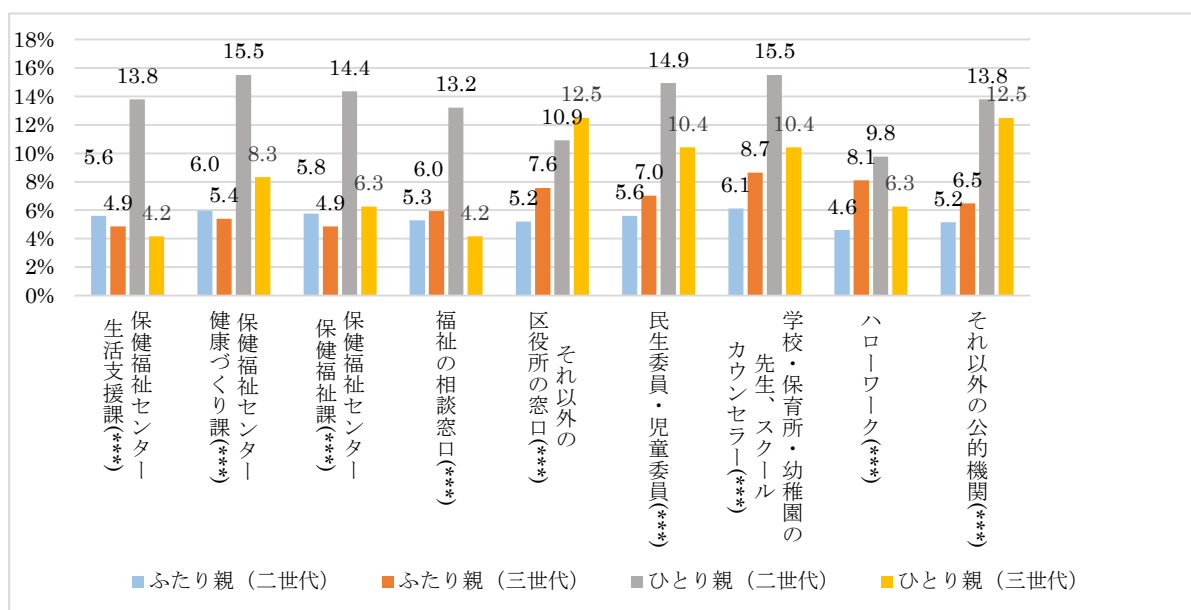


世帯の割合が最も高かった。

図表 10-5-7 相談意向があったが相談しなかった割合(小学5年生):世帯タイプ別



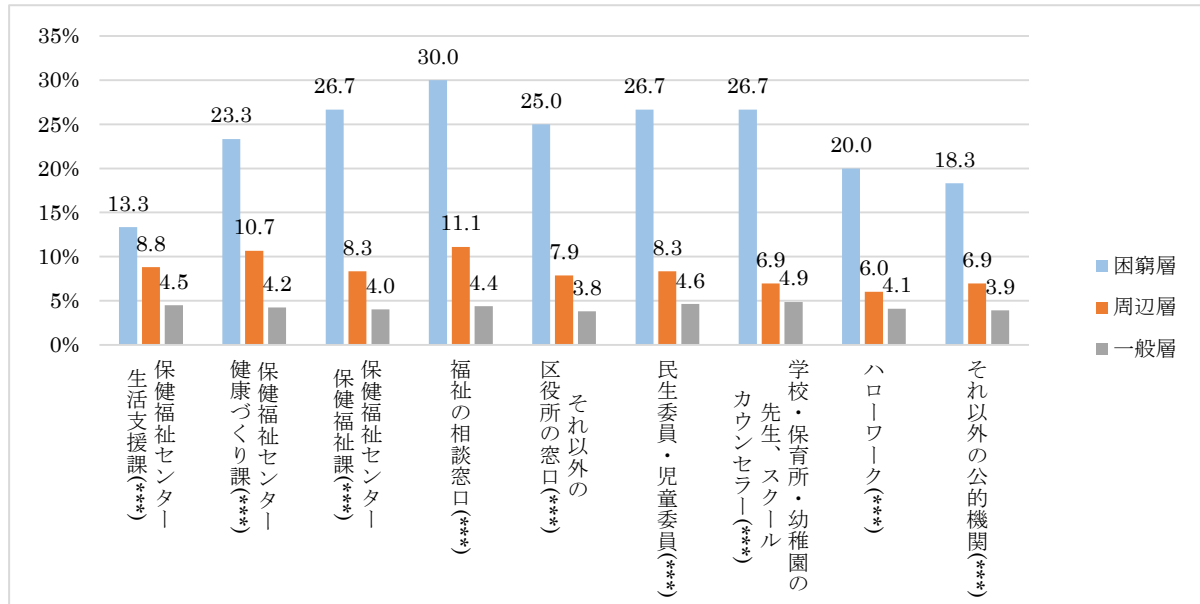
図表 10-5-8 相談意向があったが相談しなかった割合(中学2年生):世帯タイプ別



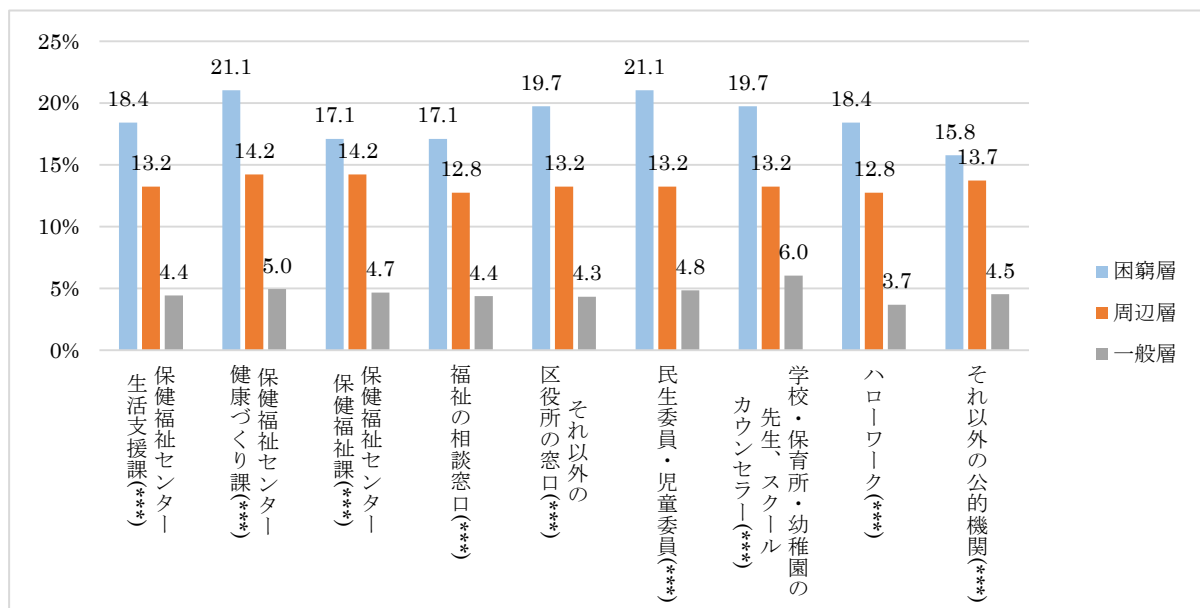
「相談意向があったが相談しなかった」割合を生活困難度別に見ると両学年ともすべての窓口において、生活困難度が高いほど有意に割合が高くなっている。困窮層に注目すると、特に小学5年生では1割~3割の保護者が相談意向を持ちながら相談に至っておらず、「福祉の相談窓口」(30.0%)、「保健福祉センター保健福祉課」(26.7%)、「民生委員・児童委員」(26.7%)、「学校、保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」(26.7%)、「それ以外の区役所の窓口」(25.0%)、「保健福祉センター健康づくり課」(23.3%)、「それ以外の公的機関」(18.3%)、「保健福祉センタ

「生活支援課」(13.3%)の順にその割合が高い。中学2年生では困窮層は15%~22%、周辺層でも12%~15%の保護者が、相談意向を持ちながら相談に至っていない。

図表 10-5-9 相談意向があったが相談しなかった割合(小学5年生):生活困難度別



図表 10-5-10 相談意向があったが相談しなかった割合(中学2年生):生活困難度別



## 6. まとめ

### (1) 情報の入手

子どもに関する施策についての情報を入手する手段として8割の保護者が「学校からのお便り」を利用している(図表 10-1-1)。生活困難度による有意な差も確認されなかったため、情報周知の手段としての有用性があると言えるが、ひとり親世帯が利用している割合が若干低くなっている(図表 10-1-2、図表 10-1-3)。一方で、小学5年生の保護者においては、困窮層の方が一般層よりも「学校からのメール」を情報入手方法として用いており、また、今後にも用いたいと思っている(図表 10-1-3、図表 10-1-6)。また、困窮層ほど両学年とも「行政機関の広報誌」経由で情報を得ている割合が低く、支援施策の情報が届いていない可能性が示唆される(図表 10-1-3)。以上から、子どもに関する施策についての情報周知は、引き続き、学校経由での書面周知が効果的と考えられるが、一方で、「学校からのメール」などの情報発信は特に困窮層やひとり親世帯といった情報が届きづらい層に対して有効であると考えられる。

### (2) 就学援助

本調査においては、回答者の個人の情報が特定されるものではないため、実際に各世帯が就学援助費を受給しているかの照合をするものではないが、保護者の認識による受給者の割合は、両学年ともに約7%であった(図表 10-2-1)。世田谷区の就学援助率は、これよりも若干高めであると推測できるが<sup>1</sup>、受給している保護者の大多数が就学援助の受給を認識していると言えよう。その上で、生活困難度別、世帯タイプ別に援助率を見ると、就学援助については、困窮層の4割~5割(図表 10-2-3)、ひとり親世帯の3割~4割(図表 10-2-2)が受給していると回答しており、生活に困難を抱える層に普及していると言える。一方で、逆から見れば、困窮層であっても、半数以上が就学援助を受給していないと回答している。受給していない層の中には、私立学校に通っているなど、制度の対象外の子どもも含まれていると考えられるが、中学校に比べ私立学校の通学率が低い小学5年生においてもこの率が半数に留まっていることは留意する必要がある。就学援助を受給していない小学5年生の困窮層の約6割は、受給しない理由として、「申請要件を満たしていなかった」「申請の仕方がわからなかった」「就学援助制度を知らなかった」「申請することに抵抗があった」と回答しており、支援を必要としている層が申請にいたっていない可能性もある(図表 10-2-9)。制度の要件、周知方法、申請方法などについて再考する余地があるだろう。

就学援助費と実費の間に差額がある項目は、小学5年生では実技科目の道具類など学用品費、中学2年生では、学用品の他、制服(標準服)などの新入学用品費も多くあげられていた(図表 10-2-4、図表 10-2-5)。このように定額の就学援助費と実費の間に差がある物も見受けられたが、平成30年には生活保護受給世帯における学習支援費の取り扱いが、定額支給から実費支給へと改

<sup>1</sup> 図表 10-2-1 で示した本調査における就学援助受給率を、さらに公立小・中学校在籍者に限って集計すると7.6%、11.3%となる。これに対し、平成29年度において、世田谷区における公立小学校児童数35,410名に対し、就学援助認定数(小学校)は3,263名であり、単純に計算すると9.2%となる。中学校においては、この率は17.4%(区立中学校生徒数10,701名、就学援助認定数1,857名)。ただし、この率は小学校・中学校の全学年の率であるので、本調査対象の小学5年生、中学2年生に限った率ではない。

出所：世田谷区ホームページ (平成31年3月31日現在)

区立小中学校の在籍児童数

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/165/831/d00005805.html>

教育のあらましのページ(就学援助認定者数)

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/162/804/d00133868.html>

定されている。就学援助受給世帯でも同様に実費支給とする、実技科目の道具類など学校で必要な物品を個人購入とはせず、学校所有の物を児童・生徒に貸与する等、保護者の負担軽減を図る方策を検討する余地もあるだろう。全国的にみれば、制服（標準服）についてはPTA、社会福祉協議会が主導して卒業生の物を新入生に譲る仕組みを設けている学校、地域もある。また、中学2年生の保護者の中には上履き、体育館履きの費用の高さを訴える者もいた。すでに対応している学校もあるようだが、上履きと体育館履きを共通にすることで、費用負担を抑えることにつながると考えられる。

### （3）様々な支援サービス

様々な支援サービスの利用状況・利用意向を見ると、小学5年生における「新BOP」「おでかけひろば」以外の全ての支援サービスにおいて、実際にサービスを利用した経験を持つ保護者の割合よりも、利用意向はあったが利用しなかった保護者の割合の方が高い状況が見られる（図表10-3-1、図表10-3-2）。また、この割合は、世帯タイプおよび生活困難度の影響を受けており、特に、ひとり親世帯、困窮層において、利用意向はあったが、利用しなかった保護者の割合が高い傾向にある（図表10-3-5～図表10-3-8）。中でも「ファミリー・サポート・センター」においては、ひとり親（二世帯）世帯の小学5年生は27.4%、中学2年生は25.9%、困窮層の小学5年生は33.3%、中学2年生は19.7%にのぼる（図表10-3-5～図表10-3-8）。また、今後の利用意向についてもひとり親世帯、困窮層においてニーズが高い傾向にある。特に、学習支援へのニーズは高く、困窮層の約6割が「学校以外の学習支援」に利用意向を示している（図表10-3-14、図表10-3-15）。また、中学2年生に限り、「中学生以上が自由に過ごせる場所」に利用意向を示した困窮層は約5割になる（図表10-3-15）。

このように世帯タイプや世帯の経済状況を問わずに提供されている支援サービスについても、ひとり親世帯や生活が困窮している世帯ほど、ニーズはありながらも支援サービスの利用につながらない傾向にある。これらの支援サービスにおいては、生活困難層やひとり親世帯におけるニーズが高いという認識を持つことが重要である。その上で、支援サービスの周知方法や利用方法のみならず、その内容についても検討する余地があると思われる。

### （4）金銭的支援制度

「生活福祉資金」「生活保護」といった利用者の世帯タイプを問わない制度については利用したことのある保護者の割合は低かった（図表10-4-1）。しかし、ひとり親世帯向けの金銭的支援制度については、一定数の受給者がいる（図表10-4-2）。同時に、これら金銭的支援制度を「全く知らなかった」ために受給しなかった保護者もあり、特に「生活福祉資金」についてはひとり親世帯と生活困難層の約2割～4割が、これに当てはまる（図表10-4-3、図表10-4-4）。また、利用意向はあったものの、利用に至らなかった保護者も一定数おり、支援サービス同様、周知方法、申請方法等について検討の余地があると思われる（図表10-4-5、図表10-4-6）。

### （5）公的機関への相談

公的機関への相談は、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」に対しては、約

3割~4割の保護者が相談しているものの、その他の公的機関については、約1割かそれ以下の保護者しか相談していない。また、民生委員・児童委員は、地域の最も身近な公的相談窓口であるが、実際に相談経験を持つ保護者は2%にも満たない（図表 10-5-1、図表 10-5-2）。すべての相談窓口において、保護者が相談しない理由の殆どは「相談したいと思ったことがなかった」であるが、時間や場所の使いづらさ、相談方法がわからない、相談することに抵抗感があるなどの理由によって相談に至っていない保護者も数%存在する。ほとんどの相談窓口において、ひとり親世帯と困窮層において公的機関への相談経験を持つ保護者の割合が高い傾向にある（図表 10-5-3~図表 10-5-6）。しかしながら、相談意向があったが相談しなかった割合もひとり親世帯（特に二世帯）と困窮層にて高い傾向にある（図表 10-5-7~図表 10-5-10）。最も相談した保護者の割合が高い「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー」においても、困窮層の 26.7%（小学5年生）、19.7%（中学2年生）、ひとり親（二世帯）世帯の 12.7%（小学5年生）、15.5%（中学2年生）が、相談意向を持ちながら相談していなかった。

ひとり親世帯と困窮層・周辺層において、相談経験が高いことや、相談意向があるのに相談に至っていない率が高いことは、これらの世帯において、そもそも相談を必要とするニーズが高いからと考えられる。そのため、時間的制約や身近であるからこそその「気まずさ」「言いづらさ」等を考慮しながら、ニーズが高いこれらの世帯が最もアクセスしやすい相談方法を検討していくことが重要である。